

官報

平 成 十 年 五 月 八 日

○第四百十二回 会 衆議院会議録 第三十六号

平成十年五月八日(金曜日)

議事日程 第二十四号

平成十年五月八日

午後一時開議

第一 一種苗法案(内閣提出)

第二 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(内閣提出)

第四 大規模小売店舗立地法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 一種苗法案(内閣提出)

日程第二 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

日程第三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(内閣提出)

日程第四 大規模小売店舗立地法案(内閣提出)
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(内閣提出)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(内閣提出)及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時四十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 一種苗法案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、一種苗法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長北村直人君。

一種苗法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(北村直人君登壇)

○北村直人君 ただいま議題となりました一種苗法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、一種苗が農林水産物の生産に不可欠な基礎的生産資材であることにかんがみ、平成三年に改正された植物の新品種の保護に関する国際条約に対応し、国際的に調和のとれた形で育成者の権利を保護することにより、我が国における育種振興の基盤の強化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、品種登録制度の対象とする植物の範囲を拡大し、栽培される植物について広く保護の対象とすることとしております。

第二に、育成者の権利を法律上明確に育成者権

として規定するとともに、育成者の許諾が必要な行為を、従来の一種苗の有償譲渡等の行為から一種苗の生産、譲渡、輸出入等の行為に拡大することとしております。

委員会におきましては、四月二十八日農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、五月七日に政府に対する質疑を行いました。

質疑を終局し、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長葉梨信行君。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(葉梨信行君登壇)

○葉梨信行君 ただいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審査の経過及び

結果を御報告申し上げます。

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が平成十一年三月から五月までの間に満了することとなりますので、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、選挙の円滑な執行と執行経費の節減を図るため、これらの選挙の期日を統一しようとするものであります。

本案におきましては、統一地方選挙の期日を、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙については平成十一年四月十一日、指定都市以外の市、特別区及び町村の議会の議員及び長の選挙については同年四月二十五日といたしております。

また、新たな措置として、平成十一年六月一日から同年十月までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙につきましても、当該地方公共団体の選挙管理委員会の判断により、統一地方選挙の期日に行うことができることといたしております。

なお、公職選挙法第三十四条の二の、いわゆる九十日特例の規定に該当する地方公共団体におきましては、当該地方公共団体の議会の議員及び長の任期がともに平成十一年三月一日から五月三十一日までの間に満了する場合を除き、当該地方公共団体の選挙管理委員会の判断により、九十日特例の規定によって、統一地方選挙の期日以外の日に議員及び長の任期満了による選挙を同時に行うことができることといたしております。

以上のほか、同時選挙の手續、重複立候補の禁止、文書図画の掲示の禁止期間及び寄附等の禁止期間について、所要の規定を設けております。

本案は、去る五月六日本委員会に付託されました。委員会におきましては、昨七日上杉自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

平成十年五月八日 衆議院會議録第三十二号

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案外一案 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案外二案についての下欄案法務大臣の趣旨説明

二

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(内閣提出)
日程第四 大規模小売店舗立地法案(内閣提出)

出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案、日程第四、大規模小売店舗立地法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長斎藤斗志二君。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案及び大規模小売店舗立地法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(斎藤斗志二君登壇)

○斎藤斗志二君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

近年、小売商業をめぐる環境の変化によりまして、商店街の空洞化が進行し、町の顔ともいえます中心市街地の衰退が懸念されております。

両法律案は、こうした状況に対処するため、中心市街地の活性化のための整備を商業の振興と一体として進めるとともに、大規模小売店舗の立地について地域社会との調和に配慮することによ

り、小売商業の健全な発達を図ろうとするものであります。

まず、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案は、都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが必要な中心市街地について、国による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及び特定事業計画等の認定等を通じて、地域が、その創意工夫を生かすつ、国の施策を活用し、市街地の整備改善と商業等の活性化を一体的に推進するための措置を講じようとするものであります。

次に、大規模小売店舗立地法案は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の設置者による施設の配置及び運営方法について適正な配慮を確保することにより、小売業の健全な発達を図る観点から、店舗の新増設に際し、都道府県等が生活環境の保持の見地から意見を述べするための手続等を定めるとともに、その意見を反映させるための措置を講じようとするものであります。

両案は、去る四月十六日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託され、堀内通商産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。

両案は、同月二十四日質疑に入り、五月六日に参考人から意見を聴取するとともに、同月七日には橋本内閣総理大臣に対して質疑を行う等慎重な審議を行いました。また、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案については、特に四月二十八日に建設委員会との連合審査会を開き、堀内通商産業大臣及び瓦建設大臣に対して質疑を行いました。

両案は、五月七日質疑を終了し、討論に付された後、それぞれ採決の結果、賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(内閣提出)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(内閣提出)及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣下村兼吉君。

(下村兼吉君登壇)

○国務大臣(下村兼吉君) 組織的な犯罪に対処するための法整備に関する三法案について、一括してその趣旨を御説明いたします。

近年、暴力団等による薬物、銃器等の取引や、これらの組織の不正な権益の獲得等を目的とした各種の犯罪のほか、宗教団体信者による大規模な凶悪事犯、法人組織を利用した詐欺商法等の経済犯罪など、組織的な犯罪が少なからず発生しており、我が国の平穩な市民生活を脅かすとともに、健全な社会、経済の維持発展に悪影響を及ぼす状況にあります。

一方、このような組織的な犯罪の問題については、最近における国際連合の会議や先進国首脳会議等においても最も重要な課題の一つとして継続的に取り上げられており、国際的にも協調した対応が求められ、主要国においては法制度の整備が

進んでおります。

そこで、この三法案は、このような状況を踏まえ、これらの犯罪に適切に対処するため、必要な法整備を図ろうとするものであります。

まず、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案の要点を申し上げます。

第一は、組織的な犯罪に関する処罰を強化することでありまして、

これは、一定の類型に該当する組織的な殺人、詐欺等の処罰を強化するほか、組織的な殺人の予備罪の処罰の強化等に関する規定を設けるものであります。

第二は、いわゆるマネーロンダリングの規制等に関するものであります。

その一は、一定の犯罪行為により得られた犯罪収益等を用いて法人等の事業経営の支配を目的とする行為及びその隠匿等を処罰するほか、その没収及び追徴に関する制度を拡充整備するものであります。

その二は、疑わしい取引の届け出制度の拡充であり、銀行その他の金融機関等に対し、その取引において收受した財産が犯罪収益である疑いがある場合等に、その届け出を義務づける措置等を定めるものであります。

その三は、没収及び追徴に関する国際共助手続を整備するものであります。

次に、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案は、組織的、密行的に行われる殺人、薬物及び銃器の不正取引等の重大な犯罪において、犯人間の連絡等に用いられる電話等の傍受を行わなければならない場合の検挙及び事案の真相解明の目的を達成するため、犯罪捜査のために強制処分として行う電気通信の傍受に関し、その要件、手続その他必要な事項を定めるものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、通信傍受の要件等についてでありまして、通信の傍受は、その密行的かつ継続的に行為

れるものであることにかんがみ、対象とする犯罪を一定の重大な犯罪に限定し、他の方法によっては真相の解明が著しく困難な場合に限り、従来の強制処分よりさらに厳密な要件、裁判官に対する令状の請求及びその発付の手続等を定めることとしております。

第二は、傍受の実施に関する手続等についてであります。傍受の実施の適正の確保及び関係者の権利保護を図るため、令状の提示、傍受した通信の記録の取り扱い、通信の当事者に対する通知、不服申し立て等に関する規定を設けることとしております。

第三は、通信の秘密の尊重等についてであります。制度の運用状況を明らかにするため、これを国会に報告すること等を政府に義務づけるものと、また、通信の秘密の保護の充実を図るため、捜査等の権限を有する公務員がその職務を行うに当たり犯した電気通信事業法等の通信の秘密侵害罪について、いわゆる付審判請求ができるものとしております。

次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案の要点を申し上げます。

第一は、電気通信の傍受に関するものであります。これは、犯罪捜査のために電気通信の傍受を行う強制の処分ができる旨の根拠規定を同法に設けるものであります。

第二は、証人等の保護に関するものであります。証人またはその親族に対して、脅迫、威迫等が行われることがしばしばあり、これに対する不安があることが証人等として刑事手続に協力することをためらわせ、刑事手続の円滑、適正な実施を妨げる一因となつておるから、証人等の身体または財産への加害行為等の防止を図り、証人等の不安を軽減、除去するため、これらの行為が行われるおそれがある場合に、証人等の住居等が特定される事項についての尋問を制限することができること等の措置を定めるものであります。

以上が、これらの法律案の趣旨であります。(拍手)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(内閣提出)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(内閣提出)及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議員伊藤宗一郎君 ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。枝野幸男君。

(枝野幸男君登壇)
○枝野幸男君 私は、民主党を代表し、ただいま議題となりました犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案、いわゆる盗聴法案外二案について、総理並びに法務大臣に質問をいたします。

近年、暴力団等による薬物あるいは銃器等の取引の事犯、あるいは大規模な組織的形態による凶悪犯罪、経済犯罪などが少なからず発生しており、こうした犯罪から国民生活の安全を確保する必要性が高まっていることは、私も同意見であります。こうした意味で、組織的な犯罪の処罰や犯罪収益の規制等について、あるいはその捜査に際して、社会的要請に基づいた立法を進めようとする今回の提案の目的については、これを支持するものであります。

しかしながら、このたび提案されました三法案の中身を見ますと、その本来の目的を大きく逸脱しており、事柄が刑事処分や通信の自由という基本的人権の根幹にかかわる問題である以上、これを見過すことはできません。

そこで、今回の三法案の問題点について、順次御質問をさせていただきます。

まず、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案についてお尋ねします。

私は、特定の犯罪捜査のために、一定の制約のもとで通信傍受を行う必要があることは否定をいたしません。現在の刑事訴訟法においても、いわゆる検証令状に基づいて通信傍受がなされてお

り、これを、いわゆる解釈に基づいて行っている状況から明文の規定にしようということ自体は、一定の前進であると評価すべきであると考えています。

しかしながら、通信の傍受は、憲法第二十一条第二項で特に「通信の秘密は、これを侵してはならない。」と規定されている、まさに基本中の基本的人権を制約するものであります。したがって、これが認められるとしましても、その範囲は当然のことながら必要不可欠、最小限な範囲に限られることは当然のことであると思います。

ところで、本法律案の提案理由では、「組織的な犯罪が少なからず発生」しているということをいわば立法事実として示されておられます。また、第一条では殺人、身の代金目的略取、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の重大犯罪と列挙をして、こうしたものへの対応を法の目的として掲げておられます。ところが、別表に示された通信傍受の対象となる犯罪には、こうした掲げられた中身、つまり、組織的に行われやすい犯罪にも該当せず、また、その犯罪の形態からして通信傍受が捜査方法として不可欠であるとは到底考えがたい犯罪まで含まれております。

そこで、まず第一に、提案理由に示された「組織的な犯罪が少なからず発生」という立法事実と、本法案の中身との関係をどのように考えておられるのか。また、別表に示された各犯罪ごとに、捜査方法として通信傍受が不可欠であるとお考えであるならば、その具体的な理由をお示しをいただきたいと思ひます。

次に、本法案の第三条第一項の二号及び三号は、引き続き犯罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合という場合について通信傍受を認めています。すなわち、既に犯された犯罪捜査という名目のもとで、いまだ犯されていない犯罪捜査を認めようとしています。これは、犯罪捜査が

犯罪発生後に行われることを当然の前提とした刑事訴訟法の基本概念を根本的に変更し、拡大することになってしまいます。いまだ犯されていない犯罪の捜査を認めるならば、それは、犯罪捜査を目的とした司法警察機能と治安維持等を目的とした行政警察機能とを混同するものであり、こうした混同の結果、警察権限の乱用にもつながりかねない重大な問題であると考えます。

そこで、本法案第三条第一項の二号及び三号の解釈について、これがいまだ犯されていない犯罪捜査を認めることにならないのかどうかをお示しをいただきたい。また、同項第一号のほかにあえて二号及び三号を設けなければならぬ理由について、法務大臣にお尋ねをいたします。

さらに、本法律案第七条は、傍受が許される期間を最大三十日まで認めております。しかし、第三条で規定された傍受の要件、ここには、特定された電話番号等について犯罪関連通信が行われると疑うに足りる状況ということを要件として示しています。

しかし、こうした状況が三十日間も続くというようなケースをどのように考えているのでありましょうか。例えば、少なくとも十日間以上犯罪関連通信がなされなかったというような場合には、そのこと自体で、この電話番号で犯罪関連通信がなされると疑うに足りる状況がなかった、あるいはなくなったということを示してはいないでしょうか。十日も二十日も犯罪関連通信がない状況でも、これが行われると疑うに足りる状況というケースというのはどのような状況をお考えになっているのか、法務大臣の見解をお尋ねいたします。

さらに、本法案第十四条は、令状に記載された被疑事実以外の犯罪についても通信の傍受を認めています。これは、いわゆる別件傍受であります。明らかに令状主義から逸脱したものとして、許可することはできません。特に、実行したことや実行していることにとどまらず、実行すること

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案外二案の趣旨説明に対する枝野幸男君の質疑

を内容とする通信を傍受できるとすることは、まさに将来の犯罪の証拠を事前に幅広く確保することを認めることになってしまいます。

確かに、現に犯罪が行われている場合やその謀議がなされている場合などにそれを見通してよいのかという議論には、一見説得力があるように聞こえます。しかしながら、適法な捜査方法としてその証拠能力を認めるという話と捜査の端緒としてそれを認めるというのでは、全く意味が違います。あくまでも捜査の端緒として認めれば、適法な捜査方法としての証拠能力を認めることなく、区別をすることができ、そして区別をすれば令状主義の逸脱を免れると考えますが、法務大臣の御見解をお尋ねいたします。

本法案では、医師や弁護士などの業務に関する通信の傍受については、第十五条で禁止をされています。このことについては一定の評価をすることができると考えます。しかし、この対象から証言拒絶権のある近親者が除かれているのはどうした理由でありましょうか。また、報道関係者の業務上の通信について、その秘密が考慮されていないのはなぜでありましょうか。特に報道関係者に対する通信傍受については、乱用された場合の影響が大きく、特段の配慮をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

盗聴法案については、最後に、そもそもこうした法案が、いわゆる違法盗聴に対する対応よりも先に、あるいは違法盗聴に対する対応が不十分な状況のままで提案をされていることを最大の問題として指摘をしなければなりません。

確かに、電気通信事業法などでは通信の秘密を侵した者に対する処罰を規定していますが、わずかに一年以下の懲役または罰金にとどまります。この法律で一方で令状による通信傍受を認めるといふならば、捜査機関などが無令状で違法に傍受をした場合について刑の加重をすべきであると考えます。特に、通信の秘密が重大な基本的人権にかかわる以上、公権力がこれを侵した場合には重

罰を科すべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、いわゆる共産党幹部宅電話盗聴事件では、東京高等裁判所でも、その電話盗聴の事実を認定し、これを違法であると判決をしています。これに対して政府がしっかりとした対応を示しておられないという状況は、甚だ遺憾であります。この問題への対応をいよいよにしままで、盗聴を認める本法案を優先させるという神経は、私には理解できません。総理並びに法務大臣の見解をお伺いいたします。

次に、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案についてお尋ねをいたします。まず、本法案では、組織的な犯罪について法定刑の加重をしていますが、私にはその意味が全くわかりません。従来の法定刑では、刑の言い渡しが例えば法定刑の上限の方に集中をされてしまっているなど、従来の法定刑では対応できないというような具体的な問題があるのではありませんか。また、そもそも組織的な犯罪の方がそうでない場合よりも罪状が悪質であるということをも本

当に類型化できるのでしょうか。本法案で対象にしている組織犯罪とそれ以外の犯罪とで、例えば現行法上現実に言い渡されている刑についてその大きな差があるのか、そうした統計などが存在をしているのでしょうか、具体的にお答えをください。

またさらに、仮に現在の法定刑に問題があるとしても、組織的な犯罪のみについて別の法定刑を設ける理由にはなりません。現行刑法は、犯罪を包括的に規定をし、幅広い法定刑を定めて、罪状に応じて具体的に適正な刑罰を裁判官に選択させる形態をとってきております。そうした法体系の中で仮に法定刑に問題が生じているならば、刑法の本則そのものの法定刑を改正するのが筋だと思えますが、いかがでしょうか。

さらに、本法案の組織犯罪の定義については、その対象が余りにも広がり過ぎ、またあいまいであって、到底容認することはできません。第

二条第一項で定めているこの対象となる団体というものには、政党や市民団体、労働組合等も当然のことながら該当してしまうと考えますが、いかがでしょうか。

また、こうした団体について刑を加重する理由というものが本当に認められるのでありましょうか。例えば、政党や労働組合などが、その活動としてデモや労働争議などの場合に威力業務妨害や建造物損壊などの構成要件に該当するケースも少なからずあると思いますが、こうした場合でも暴力団やオウム真理教などと横並びで扱っていいとお考えなのではないでしょうか。自民党は本法案の提出を了解したようでありすが、自民党を暴力団やオウム真理教と横並びで扱うというような、このような法律を了解した真意はどこにあるのか。横並びでいいとお考えになっているとは思いませんが、自民党総裁でもある総理にお尋ねをいたします。

重ねて、団体の定義について、より限定をすべき、あるいは刑の加重をする犯罪を限定すべきという見解について、法務大臣の御意見を伺いたしたいと思います。

いわゆるマネーロンダリングの規制については、その必要性が大きいと理解をしています。しかし、本法案第十一条で規定するいわゆる知情收受については、弁護士選任権との関係で重大な問題があると考えます。同条に規定する知情は、通常、未必的認識で足りると解するのが一般的であります。そうだとすれば、例えば暴力団、過激派、オウム真理教のようなカルト集団、こうした団体に属する者については、私選弁護人を選任することが事実上不可能になります。特に、被疑者国選弁護人制度が存在しない現状では、起訴前弁護の道が完全にふさがれることになり、問題は深刻であります。この点についての法務大臣の見解をお伺いいたします。

最後に、第五章で規定する金融機関等による疑わしい取引の届け出についてお尋ねをいたします。

こうした手続がマネーロンダリングなどの規制に有効であることは認めますが、一方で、これがプライバシーを侵害する重大な問題であり、その対象は必要不可欠な範囲に明確に限定されるべきであると考えます。しかし、本法案では、単に、疑いがあると認められる場合、「政令で定めるところにより、届け出なければならない」とされているにとどまります。具体的などんな場合に届け出をするのかという要件は、政令にゆだねられてしまっています。プライバシーという基本的人権にかかわる問題である以上、その要件を可能な限り法律に明記するのが当然であると考えますが、法務大臣、いかがでしょうか。

以上、本法案の問題点を幾つか指摘をしてまいりましたが、細かな問題点まで挙げれば、これにとどまるものではありません。そして、こうした問題点はいずれも基本的人権にかかわり、かつ、刑事訴訟法や刑法の基本理念にも関係をする重大な問題であることを考えると、本問題について安易に結論を急ぐべきでないことは当然であります。慎重な審議を重ね、かつ、問題点について柔軟かつ大胆に修正をし、この法の本来の目的を実現しつつ、基本的人権の侵害が起らないような配慮が十分になされるよう求めまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣 橋本龍太郎君 枝野議員にお答えを申し上げます。

まず、いわゆる共産党幹部宅電話盗聴事件に関するお尋ねがありました。

警察におきましては、この事件についての民事訴訟の判決を厳密に受けとめ、適正な職務執行に努めているところであると承知をいたしております。御指摘のように、この問題への対応がいまいにされたままでは本法案を優先させているといったようなことはないと考えております。

また、本法律案における団体についてお尋ねがありました。

よく御理解をしておられるとおり、この法律案は団体に対する規制を目的としているものではないとあります。一定の犯罪行為が団体の活動としてこれを実行するための組織により行われる場合等に限定して刑の加重等を行うものでありまして、正当な目的で行われる政党等の活動が該当することは考えられず、政党等が暴力団などと同様に扱われているものではございません。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣下橋義典吉田登壇)

○国務大臣(下橋義典吉田) 枝野議員にお答え申し上げます。

通信傍受の対象とすることが出来る犯罪についてのお尋ねがございました。

傍受の対象とすることが出来る犯罪は、先ほども趣旨説明のところでも申し上げましたが、暴力団等、あるいはまた「宗教団体信者による」と申し上げましたが、これはオウム真理教のことを指しているわけでございます。このような団体が組織的な犯罪として行われることが多いものを選択したものでありまして、適用に当たっては、厳しい要件などから、およそ組織的な犯罪とは言えないような犯罪についてまで傍受が行われるおそれはないものと考えております。

また、通信傍受が不可欠とは考えられない犯罪まで含まれているとの点につきましては、傍受の必要性は犯罪の種類のみによって類型的に決まるものではないことを御理解願いたいとともに、「他の方法によつては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難である」ことを要件とし、個別の事案においてやむを得ない場合に限定することとしております。

これから行われる犯罪に関してのお尋ねがございました。

本法案は、既に犯罪行為が行われ、それと密接に関連する犯罪行為が近接して行われることについての十分な嫌疑がある場合に、一連の犯罪行為を全体として傍受の対象とすることが出来るものとするものであり、現行法の捜査の枠組みを超えるものではないと考えております。

本法案三条一項一号に加えて二号及び三号を設け、これから行われる犯罪についても傍受ができることとしたのは、これを傍受令状に係る被疑事実とすることが、令状主義の趣旨からして適当であると考へたものであります。

傍受ができる期間に関する御質問がございました。

毎日のように行われている継続的な覚せい剤密売における購入者からの覚せい剤購入申し込みのための通信を傍受するのであれば、数日程度傍受を実施すれば通常目的を達することが出来ますが、そのような事案に限らず、大量の覚せい剤の密輸入の打ち合わせのように、ある程度の期間を置いて数回にわたり犯罪関連通信が行われる事案においても、これらの通信を傍受できることとするのが適当と考へたものであります。その一方で、余りに長期間にわたり傍受ができることとするのは権利保護の観点から適当ではないため、諸外国の例よりも限定して、延長を含めた傍受ができる期間を、通じて三十日以内とすることとしたものであります。

本法案十四条の他の犯罪に関する傍受についてのお尋ねがございました。

これは、傍受令状による傍受の実施をしている間に他の犯罪の実行を内容とする通信が行われた場合、当該通信の傍受ができるものとするものであります。ここに言う「他の犯罪は、死刑または無期もしくは長期三年以上の懲役もしくは禁錮に当たる犯罪という一定の重大な犯罪に限定され、傍受することが出来る通信も、犯罪の実行を内容とする通信であることが明白である場合に限りております。

さらに、このような通信については、その場で保全しなければ保全の機会が失われることから保全の必要性が大きく、その傍受の可否については裁判官の判断をまつまでもないことから、裁判官の令状によらないでその傍受を行うことは、憲法上許容されるものと考えております。

本法案第十五条の医師等の業務に関する通信傍受の禁止に関する御質問がございました。

この規定は、依頼者との個人的な信頼関係に基づいて個人の秘密を委託されるという社会生活上不可欠な職業に対する社会的な信頼の保護を図るものであって、刑事訴訟法上の押収拒絶権と同じ趣旨の規定でありますから、対象とする業務の範囲もこれと同じようにするのが適当と考へた次第であります。

いわゆる共産党幹部宅電話盗聴事件に関する御質問がございました。

この事件につきましては、東京地方検察庁において、所要の捜査を遂げた上、法と証拠に基づいて適正な処分を行ったものと承知しており、また警察においては、この事件についての検察庁の処分や民事訴訟の判決を厳粛に受けとめ、適正な職務執行に努めているところであると承知しており、この問題への対応をあいまいにいたしましたま本法案を提出しているものではありません。

組織的な犯罪の刑の加重に関する御質問がございましたが、本法案に基づく刑の加重は、犯罪に当たった行為が団体の活動としてこれを実行するための組織として行われる場合は、その継続性や計画性などから、通常悪質な状況として評価され、一般に違法性、反社会性が高いと認められることから、その違法評価を明示し、適切な量刑をなし得るようにしつつ、かかる犯罪の抑止に資することを目的とするものであります。したがって、この法案が刑の加重の対象としている犯罪の中には、法定刑の上限に近い量刑がしばしば行われるものも含まれておりますが、そのことを直接の理由とするものではありません。

なお、このような事情は、現在、情状の問題として扱われていることもあり、本法案第三条の要件に該当するか否かに着目して行われた統計等はございません。

現行法の法定刑の問題があるとしても、組織的な犯罪についての刑の加重を行うのではなく、刑法の法定刑の引き上げによるべきではないかとの御質問がございました。

法定刑が犯罪の違法性の評価を示す機能を有していることにかんがみれば、法定刑を一般的に引き上げずに、特定の類型の行為の違法性、悪質性に着目してその加重類型を設けることは適切なことであり、そのような例はこれまで多数存在していると承知しております。

次に、本法律案において団体との関連を刑の加重等の要件とした趣旨は、一定の犯罪行為が、継続性、組織性を持った集団の活動として、これを実行するための組織により行われる場合等について、その結果の重大性等から、一般に違法性が高いと考へられるからであります。したがって、正当な目的で行われる労働組合や市民団体などの団体の活動がこれに該当することは考へられませぬ。

団体の定義及び刑の加重対象の犯罪をより限定すべきではないかとのお尋ねですが、本法律案における団体、すなわち組織により活動を行う継続的結合体の活動として犯罪が行われる場合、その目的実現の確実性、重大な被害や莫大な不正の利益を生ずる蓋然性が高いなど、社会に与える害悪は重大なものと考へられます。本法律案においては、このような点に着目して、これを組織的な犯罪として刑の加重を行う前提要件としているものでありまして、これをさらに限定する必要はないものと考えております。

また、本法律案は、一律にすべての犯罪を対象として刑の加重を行うものではなく、組織的な犯罪として行われることが現実には考へられ、その場合に重大な結果が生ずるか否かなどを考慮して、

犯罪ごとに検討して刑の加重をする犯罪を選定したものでありますので、これをさらに限定する必要もないと考えております。

本法法律案第十一條に關し、暴力団等について私選弁護人を選任することが事実上不可能となるのではないかとのお尋ねですが、弁護人となろうとする者が、被疑者、被告人と弁護契約を締結するときに、弁護士が犯罪収益等によって支払われることを知っていた場合でなければ、本条の罪は成立しません。単に、被疑者、被告人が暴力団員等であることを知っていたというだけで收受罪になることはありませんから、暴力団員等が私選弁護人を選任することが事実上不可能となるとは考えられません。

疑わしい取引の届け出制度についてのお尋ねがありました。

本法法律案は、金融機関等が一定の業務において收受した財産が犯罪収益等である疑いがあると認められる場合等に、金融機関等に届け出義務を課することを定めるものであります。いかなる取引が届け出すべき取引に該当するかは具体的な事案ごとに個別に判断されるべきものであり、疑わしい取引を類型化して法律で定めることは困難であります。現行のいわゆる麻薬特例法上の同様の制度においても、届け出すべき取引を法律上個別に類型化することはなされておられません。

しかしながら、この制度の運用に当たっては、顧客等のプライバシーを不当に侵害することのないよう、関係行政機関と協力してまいりたいと思ひます。

以上でございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 漆原良夫君。

(漆原良夫君登壇)

○漆原良夫君 新党平和の漆原良夫でございます。

私は、平和・改革を代表いたしまして、ただいま議題となりました三法案のうち、特に犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案につきまして、総理並びに法務大臣に質問をさせていただきます。

ベター・テン・ギルティ・エスケープ・ザ・ワン・イン・セント・サファア、これは「十人の罪人を逃すとも一人の罪なき者を苦しめず」というイギリスの法諺でございます。この法諺は、日本国憲法における適正手続保障の精神を最も端的に表現している言葉でございます。

明治憲法から日本国憲法への転換は、刑事手続においては、実体的真実主義から適正手続主義への一大変革として認識されております。

実体的真実主義とは、刑事手続は可及的に客観的の真実に迫るものでなければならず、犯人は一人残らず有罪として処罰すべきであるという考え方でございます。このような考え方からすれば、刑事手続は犯人の発見、処罰のための手続であると認識されて、捜査においては職権主義、糾問主義が必然となり、また裁判も犯人の発見、処罰のための手段として処罰機能が強化されることとなります。したがって、そこには被疑者、被告人の権利は軽視され、犯人の発見、処罰がいわゆる錦の御旗となり、そのためにあらゆる便宜が考慮されるという結果になります。

これに対して日本国憲法は、国民の基本的人権として適正手続を保障し、訴訟は、ひたすら犯人

の処罰を求めて真実を追求するのではなくて、真実の探求は公正な手続に従って行われなければならないとして、発想の一大転換をしたわけでございます。そして、この考え方からは、刑事手続規定は、犯人の発見、処罰のためだけの規定ではなく、市民が間違つて有罪とされないうための保障規定であると認識され、すべての市民には無罪の推定がなされ、刑事手続においても人権は最大限に尊重されなければならないとされるわけでございます。

本法案を俯瞰した場合、本法案は、次のとおり、捜査の必要性の観点のみが強調され、人権に対する配慮がいささか欠けていることは明白でございます。すなわち、一、通信傍受捜査の対象となる犯罪が広く一般的な犯罪にまで拡張されていること、二、犯罪発生前の通信傍受が認められていること、三、別件傍受が認められていること、四、厳格な違法収集証拠排除の法則が適用されていないこと、五、傍受令状発付の要件が従来裁判所が行ってきた検証令状発付の要件に比べ大幅に緩和されていることなどでありま。

以上の理由によりまして、私は、本法案は、日本国憲法が排斥した犯人必罰の思想に奉仕するものであると考えざるを得ないのでございます。総理の御所見をお伺いしたいと思います。

憲法は、通信の秘密の不可侵を国民の基本的人権として保障しております。これは、個人の生活の秘密、プライバシーの保護、思想の自由、言論の自由の保障という観点から定められたものであり、健全な民主主義社会を形成する上で最も基本的かつ重要な権利とされております。

現代の情報化社会では、国家からのぞき見され

ない自由、これは十分に保障されなくてはならないと思ひます。捜査上の盗聴も、会話、通信内容をひそかに収集し、これを証拠としようとするものでありますから、公安警察の盗聴とその本質は同じでございます。捜査機関が行う盗聴は、思想の自由、言論の自由との厳しい緊張関係をもたらすものであります。したがって、仮に捜査機関による通信傍受が認められるとしても、それは憲法で保障されている通信の秘密に対する例外として、必要にして最小限度の措置として限定されるべきだと思ひますが、総理の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、捜査機関による捜査には、それを意図するかどうかを問わず、その性格上、常に暴走の危険性をはらんでおります。そして、国民の中には、このような捜査機関に対する抜きがたい不信感があることもまた事実でございます。

本法案に対する国民の最大の不安は、このような捜査機関に通信傍受の権限を付与した場合に、国民の人権が不当に侵害される危険性はないのかというところでございます。私は、通信傍受による捜査は必要最小限度において限定するとともに、捜査機関の暴走を未然に防ぐための法的措置を講じ、万一違法な手続があった場合には、厳正にこれに対処するという必要があると思ひます。

以下、この観点に立つて、本法案に対する各論的な質問をさせていただきます。

本法案には、通信傍受の一般的禁止規定と、それから捜査機関による無令状傍受、これを特に重く罰する規定は設けておりません。通信傍受が人権の保障に対する例外として認められるものである以上、法律中に通信傍受の一般的な禁止規定を

まず置くべきであると考えます。また、捜査機関には例外的措置として令状による通信傍受が認められているのでありますから、令状なしの通信傍受に対しては特に重い処罰が科せられて当然だと考えますが、法務大臣の御所見をお伺いしたいと思います。(拍手)

法務大臣の法制審議会に対する諮問は、最近における組織的な犯罪の実情にかんがみ、組織的犯罪に対処するための刑事の実体法及び手続法の整備を求めるというものであります。しかるに、本法案は、団体性も組織性もその要件とはされず、名称も犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案として、暴力団などの組織的犯罪への対処だけではなく、一般的な犯罪捜査法としてこの通信傍受捜査が位置づけられておるわけであります。

法制審議会刑事法部会の議論の中でも、捜査上通信傍受の必要性が強調されたのは、麻薬、薬物事犯だけであつたと聞いております。法務大臣の諮問と本法案とは、質的な差異があるというべきであります。私は、対象を組織犯罪に限定し、かつ、通信傍受がその捜査に必要不可欠と考えられるものに限り絞り込むべきであると考えます。法務大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

現行刑事訴訟法によれば、そもそも捜査は、犯罪があると史料するときに開始されると規定されております。しかるに、本法案では、一定の場合には、将来発生する犯罪に対しても通信の傍受を認めようとするものであります。このように、犯罪発生前の通信傍受を認めることは、現行法の捜査の枠組みを超えて到底許されないというふうに考えますが、法務大臣の見解をお尋ねしたいと思います。

次に、我が国の法体系は、行政警察と司法警察の活動を峻別して、行政警察の行う犯罪の予防活動は犯罪の捜査と明確に区別されてまいりました。司法警察活動として将来の犯罪に対する通信の傍受を認めるということは、予防的通信の傍受を認めることとなります。そして行政警察活動と司法警察活動との法的境界がいまいになり、ひいては警察権限の乱用につながりかねないという危険性をはらんでおります。警察国家の再来は、国民の断じて認めるところではございません。総理の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、本法案においては、傍受令状発付の要件が、従来裁判所が行ってきた検証令状の要件に比べて大幅に緩和されていることでございます。

これまで検証令状で傍受が許された最長期間は、五日間でございます。本法案では、原則十日以内とし、必要があると認められれば三十日の延長が可能とされております。また、検証令状では、捜査官の手続の適正を担保するために、立会人の常時立ち会いを要件とするともに、立会人による傍受捜査の切斷権が認められていたのであります。しかし、本法案では、いずれもこれを不要としております。

通信傍受令状の要件としては、裁判所がこれまで人権と捜査の兼ね合いで積み上げてきた検証令状発付の要件に戻すべきだと考えますが、法務大臣の御所見を承りたいと思います。

最後に、本法案では、通信の傍受に関して手続違背があつたとしても、一定の場合を除き、消去を命ずることが相当でない認めるときは消去しなくてもよい、すなわち、違法に収集した資料を証拠として使用してもよろしいということになつております。

ております。

令状による通信の傍受は、憲法で保障されている通信の秘密に対する例外として認められたものであります。したがって、その手続は厳格に守られなければならない、決められた手続に違反した場合には、その手続違背の重要度やあるいは証拠の重要性にかかわらず、違法に収集された資料はすべて証拠とすることは許されないと解釈すべきであると思ひます。また、捜査機関による捜査には、前にも述べましたように、その性格上、行き過ぎはつきものでございます。捜査機関の暴走を防ぎ、国民に対する基本的人権の侵害を防ぐ最も有効な手段は、違法収集証拠排除の原則を厳格に適用することであると思ひます。

以上、総理の御所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕 漆原議員にお答えを申し上げます。

まず、通信傍受法案における人権への配慮等についての御尋ねがございました。

この法案におきましては、傍受の要件を厳格に定め、裁判官による事前の審査に服させることとしておるほか、実施の手続等に関しましては関係者の人権に十分な配慮をした内容になっております。また、重大な犯罪の犯人の的確な検挙が多数の善良な市民の人権を守ることに必要だ、そのような考えをとっております。

次に、その傍受の許容範囲についても御尋ねをいただきました。

通信の傍受は、憲法の保障する通信の秘密や国民

民の私生活上の自由を制約するもので、犯罪捜査のため必要最小限の範囲でなければならぬというものは、これは私は議員の御指摘のとおりだと思います。本法案におきましても、傍受の要件を厳格に定めることなどにより、必要最小限の範囲に限定されていると考えております。

また、警察国家の再来は国民の断じて認めるところではないという御尋ねをいただきました。

これは、犯罪が既に行われ、それと密接に関連する犯罪行為が近接して行われることについての十分な嫌疑があるとき、これら一連の犯罪行為を全体として傍受の対象とすることができるとするものであります。私は、議員の御懸念のようなおそれにはならない、そのように考えております。

また、違法収集証拠排除についても御尋ねをいただきました。

証拠とすることができるとかどうにかについて、違法収集証拠排除に関する最高裁の判例の一般原則が適用されることは当然であります。その上で、傍受の記録の消去につきましては、再度同一の通信を傍受することができないため、手続の違法性の程度等を考慮することとしたものでございます。

残余の御質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣下橋本耕吉君登壇〕

○国務大臣(下橋本耕吉君) 漆原議員にお答え申し上げます。

まず、通信傍受の一般的禁止規定等についてお答えいたします。

平成十年五月八日 衆議院會議録第三十八号

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案外二案の趣旨説明に対する漆原良夫君の質疑及び犯罪収益の規制等に関する法律案外二案の趣旨説明に対する佐藤茂樹君の質疑

組織的な犯罪の処罰

八

通信傍受の一般的禁止、処罰規定は、電気通信事業法、有線電気通信法において既に設けられているところであります。また、捜査機関による通信の秘密の侵害に関する加重処罰規定については、法制審議会においても、そのような規定を設けるのが適当である旨の意見やそもそも現行法の法定刑が全般に軽きに失するとの意見もありましたが、電気通信事業法との関係について検討が必要であることから、今回、この点についての結論を出すことは困難であるとされたものでございます。

次に、傍受の対象となる犯罪についてお答えいたします。

通信傍受法案においては組織的な犯罪であることと要件としておりませんが、これは、組織的な犯罪にはさまざまな形態のものがあつて、これから事案を解明するという捜査の過程においては、共犯関係や背後関係が必ずしも明らかとなつていないことから、そのような場合に通信の傍受を許さないこととすると、組織的な犯罪に対処するための有効な手がかりになり得ないと考えたものであります。

また、対象とする犯罪は、組織的な犯罪として行われることが多いものを選択したものであり、適用に当たつての厳しい要件などから、およそ組織的な犯罪とは言えないような犯罪についてまで傍受が行われるようなおそれはないものと考えております。

通信傍受がその捜査に必要不可欠と考えられる罪に絞らねばならない点については、傍受の必要性は犯罪の種類のみによつて類型的に決ま

るものでないことは御理解願ひたいとともに、他の方法によつては、犯人を特定し、または犯行の状況もしくは内容を明らかにすることが著しく困難であることを要件とし、個別の事案においてやむを得ない場合に限定することとしております。これから行われる犯罪についてのお尋ねがありました。

本法案は、既に犯罪行為が行われ、それと密接に関連する犯罪行為が近接して行われることについての十分な嫌疑がある場合に、一連の犯罪行為を全体として傍受の対象とすることができるとするものであり、現行法の捜査の枠組みを超えるものではないと考えております。

検証許可状による電話の傍受に関する裁判例についてお尋ねがありました。それらの事例は、主として覚せい剤の密売に用いられている電話であることが実質的に要件の一つとされていることなどの理由から、その背後にいる首謀者の特定等は困難であり、犯罪の全容を解明する観点からは十分な効果を期待することができません。

また、傍受の要件、手続が、刑事訴訟法の検証に関する規定の解釈によつて行われるものであり、通信の傍受については、関係者の権利保護等につき従来の強制処分とは異なる配慮が必要であるので、対象犯罪その他の要件を限定するとともに、所要の権利保護の手続を設ける必要もあります。これらのことを考慮し、傍受の実効性と関係者の権利保護の要請との適正な調和を図るためには、本法案のような要件、手続とするのが適当であると考へたものであります。以上でございます。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長 渡部恒三君 佐藤茂樹君。

(佐藤茂樹君登壇)

○佐藤茂樹君 私は、自由党を代表して、ただいま御提案のありました組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に対して質問を行います。

我が国は、世界で最も安全な国の一つと言われておりました。しかし、近年の事件に見られるように、犯罪の残忍さ、凶悪化及び広域化が進み、暴力団絡みの一般人を巻き込んだ犯罪、オウム真理教による地下鉄サリン事件のような凶悪事犯が発生し、日本の安全神話は揺らいでおります。そこで、最初に、サミット参加を前にして、橋本総理にお尋ねします。

日本が世界に誇つてきたさまざまな神話、安全神話、経済の成長神話、銀行はつぶれないなどの神話が次々に崩れ去つていく中で、日本として、今、サミットの場においても誇れるものは何かあるのか、まず総理の御所見を伺います。

次に、特にオウム真理教についてお聞きします。マスコミ等で報道されているように、オウム真理教は公然と活動を再開しております。一体オウム真理教の今の実態、活動状況、逃亡している容疑者の捜査状況はどうなつてゐるのか、国家公安委員長にお聞きします。

さらに、地下鉄サリン事件から三年余りたちますが、まだ同事件の被害者の中には、今なお具体的な後遺症や精神的障害に悩む人も数多くあります。さらに、被害者有志によるアンケート調査に

よると、健康が回復しないことを理由に退職に追い込まれた方もいるなど、同事件の被害者の方々が厳しい状況下に置かれていることは明白であります。確かに、国としても、国がオウム真理教に対して持つ債権を放棄し、その分が少しでも一般の被害者の救済に回するような措置をとりました。しかし、まだ不十分であり、補償や健康管理に関するシステムを構築するなど、被害者救済のための一層の施策をとるべきであると考えますが、総理及び法務大臣の見解を伺います。

次に、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案について、具体的に伺ひします。一点目に、今回の法案では、組織的な犯罪に対し、刑の加重、犯罪収益等による事業経営の支配及びマネーロンダリングの処罰等の規制を設けております。

しかし、この法律で対象としている暴力団や総会屋等による経済活動への介入についても、本来は、総会屋への利益供与やインサイダー取引などを禁止した商法などの現行法で十分対処でき、問題は、銀行や証券会社等の姿勢や監督官庁の怠慢にあると指摘する声もあります。同様に、オウム真理教を例にとると、この団体の起こしたさまざまな事件についても、犯罪行為に対する刑罰法規が不十分だったのではなく、犯罪の嫌疑があつたがら、実質的に犯罪が起るまで動き得なかつた警察にも反省すべき点があると主張する向きもあります。

すなわち、特段法律を策定しなくても、現行法規をまず十分に活用した上で、本当に不十分点についての法律を策定すべきではないかとの意

見も強いわけですが、なぜ早急にこの法律を制定しなくてはならないのか、法務大臣の見解をお聞きします。

二点目に、今回の法律案では、犯罪によって得た利益のやりとりであることが疑われる取引を金融機関が見つけた場合、その情報を届け出るよう義務づけられました。

この第五十四条、疑わしい取引の届け出については、法務省は、暴力団関係者や関連企業など活動が疑わしい人物や団体の取引に対する警戒に限ると説明していますが、これは、犯罪の立件の可能性の有無に限らず監視することになります。さらに、捜査当局と金融機関の協議で疑わしい取引が決まるのであれば、本来の趣旨を逸脱し、一般市民や企業までが監視対象になり、個人のプライバシーの侵害になる可能性もあります。この点について明確な基準を設定するべきであると考えますが、法務大臣の見解をお伺いします。

三点目に、国家公安委員長は、ゴールデンウィーク中に中国を訪問した際、五月四日に中国の公安部長と会談し、薬物等の国際的な組織犯罪の取り締まりについて意見を交換されたと聞いておりますが、その具体的な内容及び今後とるべき対策について報告を求めます。

次に、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案について、具体的にお伺いします。

一点目に、憲法三十一条には、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」といういわゆる通信の秘密の不可侵について規定されています。しかし、今回の法律案による通信の傍受、す

なわち盗聴を行うと、その結果が犯罪に関係なかった場合、この権利を侵害することになりかねません。

また、憲法三十三条及び三十五条には、「現行犯として逮捕される場合を除いては、何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。」と明記されています。すなわち、現行犯以外では、被疑者への令状提示が被疑者の立ち会いがなければ住居や所持品等についての搜索、押収は行えないと憲法に保障されているのですが、通信の傍受は、その性格上、被疑者への令状提示や被疑者の立ち会いはあり得ません。

そこで、総理及び法務大臣にお伺いしますが、各論に入る前に、そもそもこの犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案は、憲法三十一条及び憲法三十五条に抵触するおそれはないのか。抵触しないとお考えならば、その理由を明確にお答えください。

二点目に、近年のオウム真理教によるサリン事件、暴力団による覚せい剤売買、銃器密売、対立抗争による一般市民の巻き添え等の犯罪など、市民生活の安全にとって脅威となる犯罪が頻発している現状を考慮すると、通信傍受を法律に明記し、事件の抑制と犯罪組織の壊滅を図ることは必要と思われる。ただ、通信の傍受を行う以上、通信の秘密を無原則に侵さない歯どめ規定、通信傍受の乱用防止のための担保を万全にする必要があります。

今回の法案では、通信傍受が認められる犯罪

は、組織的に行われることが多い犯罪が組織的に行われることが現実想定し得る犯罪となつていますが、罪名で見ると百件余りもあり、しかも、これらの犯罪の準備行為と疑われれば、たとえ軽微な犯罪容疑でも通信傍受される可能性があり、通信傍受が対象とする犯罪が際限なく広がる危険性があります。

この点について、一般市民の通常の通信までが盗聴の対象となる危険性もあり、法律で通信傍受を行う要件としている、特定の通信手段で犯罪の実行に関連する通信が行われると疑うに足りる状況等の三要件だけでは歯どめ規定にならない可能性もありますが、法務大臣の見解をお伺いします。

三点目に、今回の法律案では、通信傍受を行うためには、令状の請求権者は、検事総長が指定した検察官、国家公安委員会が都道府県公安委員会が指定する警部以上の警察官、厚生大臣が指定する麻薬取締官、海上保安庁長官が指定する海上保安官に限られておりますが、慎重を期して、令状の請求権者は検事総長が指定した検察官に限定すべきとの意見もあります。同様に、通信を傍受する行為は、確かに緊急に必要性に迫られ、緊急に実施しなければ意味がないとしても、事の重大性と令状実務の現状から判断し、今回の法律案のように簡易裁判所裁判官に発付権を認めるのではなく、令状の発付権者は地方裁判所裁判官に限るべきとの意見もあります。

このように、令状請求権者に司法警察官を認め、令状の発付権者に簡易裁判所の裁判官を加えたことは、令状の発付を厳格にし、限定する姿勢に欠けているとの指摘もありますが、この点につ

いて法務大臣の見解をお伺いします。

四点目に、通信を傍受する際には、傍受を実施する検察官、警察官だけでは執行することが困難なことが多く、また、通信の秘密を保護するためにも、通信事業者の立ち会いが不可欠であります。そのため、法律においても、第十二条一項で、通信手段の傍受を実施する部分を管理する者またはこれにかかわるべき者を立ち会わせなければならず、これらの者を立ち会わせることができな場合は、地方公共団体の職員を立ち会わせなければならぬと規定していますが、その一方で、同条二項で、立会人を常時得ることができない場合も考えられるため、やむを得ない事情があるときは立会人なしでもこれを認めるとしています。

現行法でも、覚せい剤事件で通信傍受を実施するときには、検証令状では、立会人が常時監視し、無関係な一般通話についての切斷権を認めることが傍受要件となっているにもかかわらず、今回の法律案では、通信傍受の際に立会人が常時監視することを要件とせず、切斷権も明記しておりません。これでは立会人制度が恣意的に運用される可能性があると懸念する声もありますが、法務大臣の見解をお聞きします。

五点目に、通信傍受を行う際に立会人を必要とする以上、プライバシーの保護の観点からも、立会人に対し、罰則を持った守秘義務を課すことが必要であります。確かに、この法律には、二十八条で、通信の傍受に關与し、その状況もしくは傍受した通信の内容を職務上知り得た者は、通信の秘密を不当に害さないよう注意しなければならぬとか、第三十条で、捜査または調査の権限を有する者がその職務を行うに当たり犯した電気

平成十年五月八日 衆議院會議録第三十六号

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案外二案の趣旨説明に対する佐藤茂樹君の質疑

一〇

通信事業法及び有線電気通信法の通信の秘密の侵害罪を準起訴手続の対象犯罪とするとしていますが、果たしてこれだけで十分なのか疑問であります。守秘義務を守らなかった者に對してはさらなる罰則を科すなどの対策をとり、プライバシーの保護を一層確実にする必要もあると考えますが、総理及び法務大臣の見解を伺います。

最後に、総理にお伺いします。

橋本総理が六つの改革を掲げられてから約一年半がたちました。しかし、あなたは、総理になられてから、何かをやり遂げたと自信を持って言えることはあるのでしょうか。先ほど発表になった総理府の世論調査によると、日本は悪い方向に向かっていると考える人が七割を超え、過去最悪となっています。国民としては、生活がよくなった、日本がよくなったと感じることは何一つありません。総理が行われたのは、消費税率アップを初めとする国民負担の大幅な増加、景気対策の失敗の連続による日本経済の崩壊等々の失政の連続、大蔵省腐敗に端的に象徴されるように、国民に行政、政治への不信を植えつけただけでありま

す。

本日議題になっているこれらの法案も、犯罪の現状を考え、国民の生活を守るためには本来は必要とされるはずですが、しかし、反対意見が出る主な理由は、犯罪から国民生活が守られるよりも、これらの法案が恣意的に運用され、国民生活が国によって管理されるおそれの方が強いと感じる人が多く存在するからではないでしょうか。神奈川県警の電話盗聴事件や警視庁警部による証券会社幹部からの収賄事件及び警察官OBが数多く天下りしている日本交通管制技術グループ企業が起こ

した脱税事件などが国民に与えた不信感は想像にかたくありません。国民の生活を守るための法案が、政府、行政の都合によって恣意的に運用されるのではないかと危惧されるほど、政治、行政に對する不信が強まっているのであります。

橋本総理に、日本は悪い方向に向かっていると考える人が七割を超すという世論調査に對する見解及び今述べましたような政治、行政に對する不信を招いたことに対する責任の弁をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 佐藤議員にお答えを申し上げます。

私は、こういう御質問を受けるとも思っておりませんでしたが、我が国がサミットにおいて誇れるものは、私は、なお数多くの問題を挙げることができると思いますが、今さまざまな課題は抱えておりますけれども、我が国の治安も、我が国の経済も、なお世界に誇り得るものであります。あるいは国民の教育水準も、またその結果として生まれるわが国の文化的な伝統も、こうしたものを誇り得ないとお考えでありますか。私は誇り得るものだと思います。(拍手)そしてなお、我々は解決しなければならぬ課題は多数持つておりますが、社会保障や環境問題への取り組みについても、我々は高い水準を誇っているはずであります。

同時に、少子・高齢社会というものを踏まえ、私もが将来を考えると、さまざまな改革を必要とすることも当然でありますし、組織犯罪への断固たる対処も当然求められることであります。今年のサミットにおいても、雇用あるいは国際組

織犯罪、さまざまな課題が議論されるわけでありますから、我が国の経験を踏まえて十分な貢献をしていきたいと考えております。

また、オウム真理教関連事件の被害の救済に關してお尋ねがございました。

これにつきましては、犯罪被害給付制度等諸制度の適切な運用を行うとともに、先ごろ制定されましたオウム真理教に係る破産手続における国の債権に關する特例に關する法律の精神も踏まえ、被害に遭われた方々への適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、通信傍受法案の合憲性についてお尋ねがございました。

この法案におきましては、傍受の要件を厳格に定めるなど、憲法の保障する通信の秘密や国民の私生活上の自由の制約を必要やむを得ない場合に限定しております上に、憲法が定める適正手続の要請や令状主義の趣旨も満たしております。憲法に反するものではないと考えております。

また、傍受の立会人の守秘義務についてお尋ねをいただきました。

本法案では、通信の秘密の保障の重要性にかんがみ御指摘の規定を設けたものであります。差し押さえ等の立会人との均衡を図る必要、関係者のプライバシー保護等のために立会人は通信内容には立ち入らないこととしたこと、こうした点を考慮して、罰則のある守秘義務を課すことはいたしませんでした。

次に、私自身の責任というもののについての御質問がありました。世論調査の結果を踏まえてであります。

私の責任は、一刻も早く行政に對する国民の信

頼を回復していく、国政を停滞させずに構造改革を進めながら景気回復に努める、その努力を払っていくことにあると考え、国民の声を重く受けとめながら全力を尽くしてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

(国務大臣下村義雄君登壇)

○国務大臣(下村義雄君) 佐藤議員にお答え申し上げます。

まず、オウム真理教に對する破産手続の問題でございますが、ただいま総理から御答弁がございましたとおりでございます。破産手続が今後とも円滑かつ適正に進行してまいりますよう、法務省といたしまして協力してまいりたいと考えております。

なお、一般に犯罪被害者の救済の充実については、現在、法務省関係部局において、種々の角度から検討を重ねているところでございます。

組織的な犯罪に關して刑の加重類型や犯罪収益規制等を新たに設ける必要性についてお尋ねがございました。

刑法の一部の罪については、組織的な形態または不正権益の獲得等の目的で行われることが多く、その違法性が高いと認められるにもかかわらず、現行の法定刑ではその違法性が十分に評価されていないものがあり、また犯罪収益の規制についても、現行法では犯罪収益の利用を規制するための刑事法上の措置が十分ではなく、これが将来の犯罪に再投資されたり犯罪組織の維持拡大に利用されることが及び事業活動に投資されて合法的な経済活動に悪影響を与えることを防止することが困難であります。

加えて、主要国においては組織的犯罪対策に関する法整備が急速に進められているところでありまして、犯罪の国際化が顕著に進行している状況の中で、我が国がその対策を怠ることは国際的な協力による組織的犯罪の防圧の面からも許されない状況にあります。そこで本法律案において、組織的な犯罪に適切に対処するため、必要な法整備を図ろうとするものであります。

次に、疑わしい取引の届け出制度についてのお尋ねがございました。

本法律案における疑わしい取引の届け出制度は、届け出られた情報をもとに、マネーロンダリングに関する犯罪捜査に役立てることを主たる目的とするともに、犯罪者が金融機関等を利用することを防止し、金融機関等及び金融システムに対する国民の信頼を確保しようとするものであります。この制度の運用に当たっては、法務省としても、届け出等に関する基準のあり方等の検討を含め、関係行政機関とも相互に協力してまいりたいと思っております。

通信傍受法案の合憲性についてのお尋ねがありました。同法案においては、傍受の要件を厳格に定めるなどすることによって、憲法の保障する通信の秘密や国民の私生活上の自由の制約を必要やむを得ない範囲に限定している上、憲法が定める通正手続の要請や令状主義の趣旨をも満たしており、憲法に反するものではないと考えております。

一般市民の通信が傍受される危険性についてのお尋ねがございました。

本法案における通信傍受の対象となる犯罪については、組織的に行われる可能性に加え、犯罪の

重大性、傍受の有用性等を考慮して選択したものであり、諸外国に比べて限定的なものとなっております。また、重大な犯罪の準備のために犯された犯罪については、禁錮以上の刑が定められている罪であり、軽微な犯罪は除かれているとともに、目的とする重大な犯罪が近接して行われる十分な疑いがあることを要件としております。

このような対象犯罪や傍受の要件の限定に加え、傍受が適正に実施されるように、その手続についても詳細な規定を設けていることから、犯罪と関係のない一般市民の通信まで広く傍受されることはありません。

傍受令状の請求権者及び発付権者についてお答えいたします。

傍受令状の請求権者については、刑事訴訟法において、司法警察員が第一次捜査機関とされていることから、これを請求権者とする必要があることと適当と考えたものであります。

発付権者については、地方裁判所の裁判官を原則とするものの、緊急に傍受を必要とし、地理的な条件等から地方裁判所の裁判官に令状を請求することができない場合も考えられることから、そのような場合に限り、簡易裁判所の裁判官も令状を発付することができるとしたものであります。

立会人についてのお尋ねがありました。

立会人は常時立ち会わせるのが原則であります。立会人を常時立ち会わせることができないやむを得ない事情がある場合もあることから、そのような事情がある場合に立会人を立ち会わせることを要しないということとしたものであります。また、立会人が通信内容の判断をしないことと

したのは、捜査対象の事件について細部にわたる把握していない立会人には関連性の判断が困難であること、かえって関係者のプライバシーの保護上問題があること等を考慮したものであります。傍受の立会人の守秘義務についてお尋ねがありました。

本法案では、通信の秘密の保障の重要性にかんがみ御指摘の規定を設けたものであります。差し押さえ等の立会人との均衡を図る必要があること、立会人は通信内容には立ち入らないこととしたこと等を考慮して、罰則のある守秘義務を課することはしなかったものであります。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣上杉光弘君登壇〕

○国務大臣(上杉光弘君) 佐藤議員にお答えいたします。

オウム真理教の実態、活動状況及び逃亡被疑者の捜査状況についてお尋ねでございますが、オウム真理教は、依然として麻原彰晃、松本智津夫の確立した反社会的教義を維持しつつ、教団を運営いたしております。

また、オウム真理教は、破防法の解散指定の請求棄却後、説法開催時の布施集めや教団関連企業の業務拡大等によりまして財政基盤の充実強化に努めるなど、組織の再建を図っております。最近では、インターネットの教団ホームページで脱会信者等に対して教団復帰の呼びかけを行っているほか、ゴールデンウィーク中には神奈川県下で全国規模の集中修行を開催いたしております。

警察といたしましては、教団による組織的違法事案の再発防止を図るため、引き続き教団の動向把握に努めているところでございます。

オウム真理教関係特別手配被疑者につきましては、これまで十九名中十六名を検挙したところでございますが、今なお三名が逃走中であり、全国警察を挙げた強力な追跡捜査を引き続き行っているところでございます。これらの特別手配被疑者の検挙は警察の当面の最重要課題でございます。オウム真理教関連事件の全容を解明するため、引き続き強力な追跡捜査を推進し、早期検挙を図るよう警励してまいり所存でございます。

私と賈中国公安部長とが五月五日に北京で行った協議についてのお尋ねでございますが、この中身についてお答えいたします。

薬物犯罪、集団密航及び銃器犯罪等の国際組織犯罪の現状と対策に関する初めての警察担当閣僚レベル級での協議をいたしました。これらの問題に対処するため、私と賈部長は日中警察の協力を合意し、今後、実務レベルでの協議を進めていくことを相互に確認をいたしました。

この協力関係を具体化する方策といたしましては、昨年から実務レベルで進んでおります日中警察間次長級協議を基本的枠組みといたしまして、これを継続し、さらに充実したものとすることといたしております。

さらに、犯罪の国際化に伴い国際的協力が不可欠であるとの観点から、今後とるべき対策といたしましては、閣僚級の定期協議を提案したところ、賈部長からは前向きに検討するとの御回答をいただいたところであります。

今後とも、我が国が誇る財産ともいふべき良好な治安を維持向上させるため、全力を尽くして国民の皆様の期待と信頼にこたえてまいり所存であります。(拍手)

平成十年五月八日 衆議院會議録第三十六号

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案外二案の趣旨説明に対する木島日出夫君の質疑

二一

○副議長(渡部恒三君) 木島日出夫君。

(木島日出夫君登壇)

○木島日出夫君 私は、日本共産党を代表して、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案外二法案について、国民の基本的な人権への影響が最も大きく、「通信の秘密は、これを侵してはならない。」とする憲法第二十一条の明文の規定に抵触する、違憲立法の疑いの極めて大きい犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案、いわゆる盗聴捜査法案を中心に、総理大臣に質問をいたします。

まず、本法案の違憲性についてであります。

本法案は、捜査当局が、数人の共謀によって実行される犯罪の捜査のために、裁判官の発する令状を得て、市民間の電話等の通信の傍受、いわゆる盗聴を認めようというものであります。

今日、我が国社会で電話の普及は目覚ましく、加入電話は約六十万台、携帯電話だけでも三千百五十三万台に及び、電話のない生活は考えられません。この電話の内容が全部知られてしまうと、個人の主な生活実態は丸裸にされてしまうと、言っても過言ではありません。

日本国憲法は、「通信の秘密は、これを侵してはならない。」と明示しています。これは、憲法第十三条の個人の尊重、幸福追求権などの規定によって国民の社会生活でのプライバシーを基本的人権として守っている上に、さらに、具体的に電話や郵便などによる通信が他人によって侵されてはならないことを特に強調したものであります。これを受けて、電気通信事業法や有線電気通信法は傍受する行為を刑罰をもって禁止しているほか、電波法も傍受した事項を他に漏らすことを禁

止しているのです。

このように、国民の基本的な人権にかかわる盗聴という行為を、事もあるに政府の行為として、捜査のために行うということを経由して合法化するなどということは、どのような理由をつけようとも、憲法の基本的な人権尊重の理念から認められるはずはありません。総理の基本的な認識についての答弁を求めます。

政府は、本法案が国民の基本的な人権の侵害に当たらない理由として、本法案には幾つもの配慮がなされていることを挙げています。いわく、盗聴できる犯罪の範囲を限定している、証拠に基づいて裁判所の許可令状を得た後に行う、立会人をつける、事後に盗聴を受けた人にその旨伝える等々であります。

そこで、以下、このような政府の弁解について、法案に即して順次質問いたします。

第一は、盗聴できる対象の範囲が極めて広範囲、事実上、無限定という問題です。

法案は、盗聴できる犯罪の対象として、最高刑が死刑、無期となる犯罪の大部分と、逮捕・監禁、誘拐、麻薬・覚せい剤、銃器にかかわる犯罪など十種の刑法犯、十九種の特別法に係る犯罪を挙げ、極めて広範囲の犯罪について盗聴捜査ができる仕組みとなっています。

その上で、法案は、盗聴できる場合を三つに分けて法定しています。

その第一の要件は、盗聴できる対象の犯罪がなされた疑いがあり、それが数人の共謀による場合であります。要するに、二人以上の共謀で犯罪が行われた疑いがあれば、被疑者が特定できないときなどでも盗聴できるというものです。この場

合、盗聴できる対象の電話等については特に限定されておりませんから、犯罪が行われた可能性が高いとき、犯人が電話をかけてくる可能性があるところは軒並みに盗聴の対象とされるおそれがあるのではありませんか。犯行声明があったときの相手先の新聞社やテレビ会社の電話に盗聴器がセットされるおそれもあるというところになります。答弁を求めます。

盗聴できる第二の要件は、盗聴できる対象の犯罪が犯され、かつ、引き続きこれと同種の犯罪が犯されるおそれがある場合です。殊さらに継続して罪が犯されようとしている場合を挙げているというところは、盗聴捜査は、既になされた犯罪について被疑者を検挙して犯罪を防止するというよりも、さらに次の犯罪が行われるのを待つて検挙しようという考えに基づくものであり、これは、国民の生命と生活を守るという警察、検察本来の使命とは違うのではありませんか。答弁を求めます。

盗聴できる第三の要件は、禁錮以上の刑が定められている罪が盗聴できる犯罪の準備のために犯され、引き続き盗聴できる犯罪が犯されるおそれがある場合です。禁錮以上の刑が定められている罪といえば、ほとんどすべての犯罪がこれに該当してしまいます。これはまさに予備的盗聴、事前盗聴、別件盗聴の合法化ではありませんか。これは、犯罪捜査は犯罪発生後行われるという刑事訴訟法と刑事司法警察の大原則を逸脱して、犯罪の予防や情報収集を目的とする行政警察への道、警察の治安、行政権限の強化につながるのではありませんか。日弁連意見書でも、行政警察活動と司法警察活動の区別を法的にあいまいにす

る、警察権限の乱用につながるかねない危険性を増すものと言わざるを得ないと指摘しています。これらの批判に総理はどうこたえるのか、明確な答弁を求めます。(拍手)

第二は、裁判官による令状が人権侵害をチェックできるかという問題であります。

法案では、「別表に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由」とか、「数人」、二人も可であります。数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況など極めてあいまいであるばかりでなく、代替捜査手段がないことの要件も抽象的であり、乱用のおそれが高いのであります。裁判官による令状発付を条件にしておりますが、現在、我が国の裁判所における令状請求に対する却下率は、九六年で〇・〇八％というように、ほとんどフリーパスと言わざるを得ません。司法による抑制もほとんど期待できないばかりか、違法、不当な盗聴に免許符を与えることになるおそれ強いのであります。先日、この問題を指摘した寺西和史判事補に対して、事もあるに仙台地方裁判所は懲戒の申し立てを行うというまことに異常な態度さえとっているのが、我が国の司法部の現状であります。このような状況のもとで、令状の発付によって乱用が防止できるはずなどないではありませんか。総理の答弁を求めます。

第三は、立会人が人権侵害の歯どめになるかという問題であります。

法案では、傍受の実施について、立ち会いは必ずしも常時必要でないといわれ、人権侵害に対する歯どめがきいていないと到底言えません。とりわけ、立会人は犯罪捜査に全く無関係な市民同士の会話についての盗聴を中断させるべき、いわゆる

切斷権が認められておりません。盗聴できる必要最小限度の範囲の判断は警察に任されているのであって、結局、聞いてみなければ判断できないとして、会話のすべてを盗聴する結果となってしまうのではないのでしょうか。これでは、警察の警備公安情報集めのための法律として機能する恐るべき治安立法に転化する危険性があるものですが、総理の答弁を求めます。

第四に、事後措置に関する問題です。

法案では、盗聴が終了した後三十日以内に当事者に書面で通知することになっているのですが、それは、傍受した通信の中に被疑事実が含まれている場合などに限定されているのです。そうでないときは、当事者に事後通知はなされないことになっているのです。すなわち、大部分の善良な国民の通話は、傍受の原記録には残るが、盗聴されたことすら知らないままになるという事態が多く発生することになってしまいます。まさに、重大なプライバシーの侵害が警察によってひそかに行われることになってしまふのではないのでしょうか。アメリカなどの例では、裁判所の許可を得て盗聴捜査をしたうちの九五%までが刑事事件とは何の関係もない通信だったということが報告されています。事後通知するから人権侵害には当たらないと、とても言えるものではないと考えますが、総理の答弁を求めます。

第五に、盗聴捜査の実質上の担い手である我が国警察の体質の問題についてです。

我が党の参議院議員緒方靖夫前国際部長宅の盗聴事件に見られるように、警察は、裁判で盗聴の事実が明確に認定されているにもかかわらず、今なお、その事実を認めようとしておりません。こ

のような体質を持っている我が国の警察に、以上指摘してきたような、人権侵害に対してほとんど歯どめのかからない電話盗聴捜査権限を与えたときに、我が国社会全体がどんなに自由と人権保障のない警察国家になってしまふか、考えるだけで鳥肌が立つのは私だけではありますまい。総理は、このような二十一世紀を展望しているのですか。総理の答弁を求めます。

政府は、本盗聴捜査法を初めいわゆる組織犯罪対策三法案は、最近の我が国における暴力団等による薬物、銃器等にかかわる犯罪、オウム真理教幹部による無差別大量殺人事件等のゆゆしき一連の組織的犯罪から国民の安全を守ることを立法の理由にしています。しかし、麻薬や銃器犯罪に対しては、憲法違反の盗聴ではなく、その他の手段で取り締まりを強化することが必要であり、また可能でもあります。

そのために、現在の我が国の警察に見られる暴力団との癒着などをきっぱりと断ち切り、国民に奉仕する警察、検察を確立する真の意味の行政改革が求められていることを指摘し、我が党は、そのために全力を尽くすこと、そして、何よりも違憲の盗聴捜査法案の廃案のために全力を尽くすことを表明して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 木島議員にお答えを申し上げます。

議員からは盗聴捜査法案についての御質問であります。私の方からは通信傍受法案の合憲性について御答弁をいたします。

この法案におきましては、傍受の要件を厳格に定めるなどにより、憲法の保障する通信の秘密や

国民の私生活上の自由の制約を必要やむを得ない範囲に限定している上、憲法が定める適正手続の要請や令状主義の趣旨をも満たしており、憲法に反するものではないと考えております。

また、傍受が許される通信手段の範囲が広過ぎるという御指摘もございました。

法案は、被疑者が契約して利用している電話などの通信手段、その他具体的な証拠に基づいて犯人により犯罪に関連する通信に用いられる合理的な疑いが認められるものに限り傍受を行うことができることとしておりまして、その範囲が広過ぎるということはないと思っております。

また、警察、検察の使命に対してのお尋ねもございました。

薬物の電話による密売のように、犯罪があることは明らかでも、逮捕ができるまでに犯人を特定することが困難な事件もあります。また、末端の者が特定されましたも、その後にある者を検挙することが困難な事件も少なくなく、このような場合に、犯行の全容を解明し、本心に責任ある者を検挙するのは、警察、検察の使命に沿うものだと私は思います。

また、これから行われる犯罪についてというお尋ねがありました。

法案は、既に一定の犯罪行為が行われ、これに密接に関連する犯罪行為が近接して行われることについて十分な嫌疑がある場合、これら一連の犯罪行為を全体として傍受の対象にできることとするものであり、御懸念のようなおそれはないと考えております。

また、令状制度についてもお尋ねがありました。

現在、令状請求を受けた裁判官は、独立した立場から慎重に審査を行って発付の可否を判断しております。令状発付の手続は適正に行われているものと承知しておりますので、通信傍受についても、令状制度によってその適正を図ることができ、そのように考えます。

また、立会人についてのお尋ねがございました。

立会人は常時立ち会わせるのが原則であり、傍受した通信の記録、立会人による封印などとともに、通信の傍受の適正を図ることに資すると考えております。立会人が通信内容の判断をしないこととしたのは、捜査に干渉しない立会人には関連性の判断が困難なこと、プライバシー保護上問題があることなどを考慮したものであります。

また、通信の当事者に対する通知についてもお尋ねがありました。

傍受をした通信でありまして、犯罪との関連性が無いものについて通知のために当事者を特定しなければならぬこととすると、かえってそのプライバシーを侵害するおそれのあることから、これを捜査機関のもとに残さないこととした上で、その通知を要しないとしたところであります。

最後に、いわゆる共産党幹部宅電話盗聴事件に関するお尋ねがありました。

警察においては、御指摘の事件についての一連の関係訴訟の結果を厳密に受けとめ、適正な職務執行に努めているところであると承知をしております。議員御懸念のようなことはないと確信しております。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
法務大臣 下稻葉耕吉君
農林水産大臣 島村 宜伸君
通商産業大臣 堀内 光雄君
自治大臣 上杉 光弘君

出席政府委員

法務省刑事局長 原田 明夫君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律

(政府委員承認)

一、昨七日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第四百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省北米局長事務代理 田中 信明

(政府委員任命)

一、昨七日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あ

て、七日議長において承認した田中信用を、同日第四百十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨七日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(外務省北米局長高野紀元の第四百十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(議席変更)

一、昨七日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一五	左藤 恵君	二二	河村たかし君
一六	中田 宏君	二三	笹木 竜三君
二二	井上 一成君	二九	中沢 健次君
一九一	佐藤謙一郎君	一九二	佐藤 敬夫君
一九三	伊藤 忠治君	一九五	川端 達夫君
一九八	伊藤 英成君	一九九	畑 英次郎君
二〇八	石井 一君	二一四	日野 市朗君
二七七	熊谷 弘君	二七八	

(常任委員解任及び補欠選任)

一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

文政委員	大野 松茂君	補欠	大村 秀章君
------	--------	----	--------

農林水産委員

解任

補欠

金子 一義君	根本 匠君
佐田玄一郎君	横内 正明君
安住 淳君	近藤 昭一君
中野 寛成君	石毛 鏡子君
保坂 展人君	中川 智子君
大村 秀章君	大野 松茂君
根本 匠君	金子 一義君
横内 正明君	佐田玄一郎君
石毛 鏡子君	中野 寛成君
近藤 昭一君	安住 淳君
中川 智子君	保坂 展人君

商工委員

解任

補欠

甘利 明君	田中 和徳君
小川 元君	岩永 峯一君
木村 義雄君	田村 憲久君

安全保障委員

解任

補欠

山崎 拓君	渡辺 具能君
山崎 具能君	山崎 拓君

決算行政監視委員

解任

補欠

村山 富市君	村山 健治郎君
村山 健治郎君	村山 富市君

議院運営委員

辞任

補欠

松本 純君

河野 太郎君

島 聡君

平野 博文君

江崎 鐵磨君

西村 眞悟君

西川 太一郎君

三沢 淳君

河野 太郎君

松本 純君

平野 博文君

島 聡君

西村 眞悟君

江崎 鐵磨君

三沢 淳君

西川 太一郎君

(常任委員退職)

一、昨七日、安全保障委員細川護熙君は退職された。

(特別委員退任)

一、昨七日、議長において、次のとおり特別委員を指名した。

日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員

赤城 徳彦君

石破 茂君

江渡 聡徳君

衛藤 晟君

遠藤 利明君

大石 秀政君

大原 一三君

岡部 英男君

河井 克行君

木村 隆秀君

久野 統一郎君

阪上 善秀君

下村 博文君

杉山 憲夫君

根本 匠君

萩山 教蔵君

林 幹雄君

細田 博之君

望月 義夫君

渡辺 具能君

渡辺 博道君

北脇 保之君

小平 忠正君

木幡 弘道君

今田 保典君

佐藤 敬夫君

永井 英慈君

鉢呂 吉雄君

細川 律夫君

赤羽 一嘉君

長内 順一君

木村 太郎君

宮地 正介君

一川 保夫君

江崎 鐵磨君

西川 太一郎君

中林 よし子君

平賀 高成君

秋葉 忠利君

中田 宏君

(特別委員長互選)

一、昨七日、日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

(理事互選)

一、昨七日、日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

赤城 徳彦君

衛藤 晟一君

杉山 憲夫君

林 幹雄君

小平 忠正君

佐藤 敬夫君

宮地 正介君

江崎 鐵磨君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

補欠

古賀 誠君

遠藤 利明君

田中 和徳君

阪上 善秀君

松本 純君

中野 正志君

北橋 健治君

上田 清司君

遠藤 利明君

鴨下 一郎君

行政改革に関する特別委員

辞任

補欠

熊谷 市雄君

今村 雅弘君

牧野 隆守君

大石 秀政君

宮本 一三君

田野 瀧良太郎君

岩國 哲人君

中川 正春君

上田 清司君

島津 尚純君

田中 慶秋君

土肥 隆一君

古川 元久君

中村 伸五君

大口 善徳君

上田 勇君

佐々木洋平君

西川 太一郎君

平賀 高成君

中島 武敏君

土肥 隆二君

鍵田 節哉君

中島 武敏君

鍵田 節哉君

鍵田 節哉君

矢島 恒夫君

今村 雅弘君

熊谷 市雄君

大石 秀政君

牧野 隆守君

田野 瀧良太郎君

宮本 一三君

島津 尚純君

上田 清司君

中川 正春君

岩國 哲人君

中桐 伸五君

古川 元久君

葉山 峻君

田中 慶秋君

上田 勇君

大口 善徳君

西川 太一郎君

佐々木洋平君

矢島 恒夫君

平賀 高成君

行政改革基本法案(伊藤英成君外三名提出)

(議案付託)

一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)(参議院送付)

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)(参議院送付)

以上二件 運輸委員会 付託

放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)(参議院送付)

行政改革基本法案(伊藤英成君外三名提出、衆議院第一六号)

行政改革に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、昨七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
都市計画法の一部を改正する法律案

都市再開発法及び都市開発資金の貸付に関する法律の一部を改正する法律案

国土利用計画法の一部を改正する法律案

研究交流促進法の一部を改正する法律案

一、昨七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

行政改革基本法案(伊藤英成君外三名提出)

(議案通知)

一、昨七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案
(質問書提出)

一、昨七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

池田町産業廃棄物処分場建設計画に関する質問主意書(保坂展人君提出)

種苗法案

右

国会に提出する。

平成十年三月十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

種苗法

種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 品種登録制度
 - 第一節 品種登録及び品種登録出願(第三十一条・第三十二条)
 - 第二節 出願公表(第十三条・第十四条)
 - 第三節 審査(第十五条・第十八条)
 - 第四節 育成者権(第十九条・第三十一条)
 - 第五節 権利侵害(第三十三条・第三十七条)
 - 第六節 品種登録の維持及び取消し(第三十八条・第四十二条)
- 第七節 雑則(第四十三条・第四十八条)
- 第三章 指定種苗(第四十九条・第五十五条)
- 第四章 罰則(第五十六条・第六十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする。
(定義等)

第二条 この法律において「農林水産植物」とは、農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類その他政令で定める植物をいい、「植物体」とは、農林水産植物の個体をいう。

2 この法律において「品種」とは、重要な形質に係る特性(以下単に「特性」という。)の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう。

3 この法律において「種苗」とは、植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。
4 この法律において「品種」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 その品種の種苗を生産し、調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為
- 二 その品種の種苗を用いることにより得られる收穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為(育成者権者又は専利用権者が

前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。)

5

この法律において「指定種苗」とは、種苗(林業の用に供される樹木の種苗を除く。)のうち、種子、孢子、茎、根、苗、苗木、穂木、台木、種園その他政令で定めるもので品質の識別を容易にするため販売に際して一定の事項を表示する必要があるものとして農林水産大臣が指定するものをいい、「種苗業者」とは、指定種苗の販売を業とする者をいう。

6 農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて、農林水産植物について農林水産省令で定める区分ごとに、第二項の重要な形質を定め、これを公示するものとする。

第二章 品種登録制度

第一節 品種登録及び品種登録出願

(品種登録の要件)

第三条 次に掲げる要件を備えた品種の育成(人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。)をした者又はその承継人(以下「育成者」という。)は、その品種についての登録(以下「品種登録」という。)を受けることができる。

- 一 品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること。
- 二 同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること。

三 繰り返し繁殖させた後においても特性の全部が変化しないこと。

2 品種登録出願又は外国に対する品種登録出願

に相当する出願に係る品種につき品種の育成に関する保護が認められた場合には、その品種は、出願時において公然知られた品種に該当するに至ったものとみなす。

第四条 品種登録は、品種登録出願に係る品種(以下「出願品種」という。)の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

- 一 一の出願品種につき一でないとき。
- 二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

三 出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

四 出願品種に関し誤認を生じ、又はその識別に関し混同を生ずるおそれがあるものであるとき(前二号に掲げる場合を除く。)

2 品種登録は、出願品種の種苗又は收穫物が、日本国内において品種登録出願の日から一年さかのぼった日前に、外国において当該品種登録出願の日から四年(永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあつては、六年)さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていた場合には、受けることができない。ただし、その譲渡が、試験若しくは研究のためのものである場合又は育成者の意に反してされたものである場合は、この限りでない。

(品種登録出願)

第五条 品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項

を記載した願書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 出願品種の属する農林水産植物の種類

三 出願品種の名称

四 出願品種の育成をした者の氏名及び住所又は居所

五 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

2 前項の願書には、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した説明書及び出願品種の植物体の写真を添付しなければならない。

3 育成者が二人以上あるときは、これらの者が共同して品種登録出願をしなければならない。

(出願料)

第六条 出願者は、一件につき四万七千二百円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、出願者が国であるときは、適用しない。

3 第一項の出願料は、国と国以外の者が共同して品種登録出願をする場合であつて、品種登録により発生することとなる育成者権について持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項の農林水産省令で定める出願料の額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した出願料の額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(出願者の名義の変更)

第七条 出願者の名義は、変更することができる。

2 出願者の名義の変更は、相続その他の一般承継の場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

3 出願者について相続その他の一般承継による名義の変更があつたときは、その一般承継人は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(職務育成品種)

第八条 従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員(以下「従業者等」という。)が育成をした品種については、その育成がその性質上使用者、法人又は国若しくは地方公共団体(以下「使用者等」という。)の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至つた行為が従業者等の職務に属する品種(以下「職務育成品種」という。)である場合を除き、あらかじめ使用者等が品種登録出願をすること、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更すること又は従業者等が品種登録を受けた場合には使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある事項は、無効とする。

2 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務育成品種について、使用者等が品種登録出願をしたとき、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更したとき、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更したとき、

き、又は従業者等が品種登録を受けた場合において使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定したときは、使用者等に対し、その職務育成品種により使用者等が受けるべき利益の額及びその職務育成品種の育成がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定められる対価の支払を請求することができる。

3 使用者等又はその一般承継人は、従業者等又はその承継人が職務育成品種について品種登録を受けたときは、その育成者権について通常利用権を有する。

(先願)

第九条 同一の品種又は特性により明確に区別されない品種について二以上の品種登録出願があつたときは、最先の出願者に限り、品種登録を受けることができる。

2 品種登録出願が取り下げられ、又は却下されたときは、その品種登録出願は、前項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

3 育成者でない者がした品種登録出願は、第一項の規定の適用については、品種登録出願でないものとみなす。

(外国人の権利の享有)

第十条 日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所を有しない外国人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、育成者権その他育成者権に関する権利を享有することができない。

一 その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約を締結している国(以下「締約国」という。))又は同条約を締結している政府間機関(以下「政府間機関」という。)の構成国(以下「締約国等」と総称する。)である場合

二 その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約を締結している国(同条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において同条約を適用することとされている国を含む。以下「同盟国」という。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合(前号に掲げる場合を除く。)

三 その者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に関するその国の国民と同一の条件による保護を認める国(その国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に對し当該保護を認める国を含む。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合(前二号に掲げる場合を除く。)

(優先権)

第十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、当該出願の時に、農林水産省令

が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約を締結している国(以下「締約国」という。))又は同条約を締結している政府間機関(以下「政府間機関」という。)の構成国(以下「締約国等」と総称する。)である場合

二 その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約を締結している国(同条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において同条約を適用することとされている国を含む。以下「同盟国」という。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合(前号に掲げる場合を除く。)

三 その者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に関するその国の国民と同一の条件による保護を認める国(その国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に對し当該保護を認める国を含む。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合(前二号に掲げる場合を除く。)

(優先権)

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、当該出願の時に、農林水産省令

が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約を締結している国(同条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において同条約を適用することとされている国を含む。以下「同盟国」という。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合(前号に掲げる場合を除く。)

三 その者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に関するその国の国民と同一の条件による保護を認める国(その国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に對し当該保護を認める国を含む。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合(前二号に掲げる場合を除く。)

(優先権)

第十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、当該出願の時に、農林水産省令

で定めるところにより、優先権を主張することができる。

一 締約国、政府間機関又は同盟国に対する品種登録出願に相当する出願(以下「締約国出願」と総称する。)をした者又はその承継人(日本国民、締約国等若しくは同盟国に属する者又は日本国、締約国等若しくは同盟国に住する者に限る。)締約国出願のうち最先の出願をした日(以下「締約国出願日」という。)の翌日から一年以内に当該締約国出願に係る品種につき品種登録出願をする場合

二 前条第三号に規定する国であつて日本国民に對し日本国と同一の条件により優先権の主張を認めるもの(締約国及び同盟国を除く。以下「特定国」という。)に對する品種登録出願に相当する出願(以下「特定国出願」という。)をした者又はその承継人(日本国民又は当該特定国に属する者に限る。)特定国出願のうち最先の出願(当該特定国に属する者にあつては、当該特定国出願をした日(以下「特定国出願日」という。))の翌日から一年以内に当該特定国出願に係る品種につき品種登録出願をする場合

出願者が前項の規定により優先権を主張した場合には、締約国出願日又は特定国出願日から品種登録出願をした日までの間にされた当該出願品種と同一の品種又は特性により明確に区別されない品種についての品種登録出願、公表、譲渡その他の行為は、当該品種登録出願についての品種登録を妨げる事由とはならない。

(品種登録出願の補正)

第十二条 農林水産大臣は、次に掲げる場合は、相當の期間を指定して、品種登録出願の補正をすべきことを命ずることができる。

一 品種登録出願がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。
二 出願者が第六条第一項の規定により納付すべき出願料を納付しないとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により品種登録出願の補正をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その品種登録出願を却下することができる。

第二節 出願公表

(出願公表)

第十三条 農林水産大臣は、品種登録出願を受理したとき(前条第一項の規定により品種登録出願の補正をすべきことを命じた場合にあつては、その補正が行われたときは)、遅滞なく、次に掲げる事項を公示して、その品種登録出願について出願公表をしなければならない。

- 一 品種登録出願の番号及び年月日
 - 二 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 三 出願品種の属する農林水産植物の種類
 - 四 出願品種の名称
 - 五 出願公表の年月日
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 農林水産大臣は、出願公表があつた後に、品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は品種登録出願が拒絶されたときは、その旨を公示しなければならない。

(出願公表の効果等)

第十四条 出願者は、出願公表があつた後に出願品種の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後品種登録前にその出願品種、当該出願品種と特性により明確に区別されない品種又は当該出願品種が品種登録された場合に第二十条第二項各号に該当することとなる品種を業として利用した者に対し、その出願品種が品種登録を受けた場合にその利用に對し受けるべき金銭の額に相當する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公表に係る出願品種(当該出願品種と特性により明確に区別されない品種及び当該出願品種が品種登録された場合に同項各号に該当することとなる品種を含む。以下この条において同じ。)であることを知つて品種登録前にその出願品種を業として利用した者に對しては、同様とする。

2 前項の規定による請求権は、品種登録があつた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、育成者権の行使を妨げない。

4 出願公表後に品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十二条第一項第一号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての行政不服審査法昭和二十七年法律第六十号に基づく異議申立てが理由があるとしてこれを取り消す決定が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確定する判決が確定したとき

は、第一項の規定による請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

5 第三十六条並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九条及び第七百二十四条の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が品種登録前に当該品種登録出願に係る出願品種の利用の事実及びその利用をした者を知つたときは、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「品種登録ノ日」と読み替へるものとする。

第三節 審査

(出願品種の審査)

第十五条 農林水産大臣は、出願者に対し、出願品種の審査のために必要な出願品種の植物体の全部又は一部の資料の提出を命ずることができる。

2 農林水産大臣は、出願品種の審査をするに当たつては、その職員に現地調査又は栽培試験を行わせるものとする。ただし、出願品種の審査上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。

3 農林水産大臣は、前項の規定による現地調査又は栽培試験を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼することができる。

(名称の変更命令)

第十六条 農林水産大臣は、出願品種の名称が第四十二条第一項各号のいずれかに該当するときは、出願者に対し、相當の期間を指定して、出願品種の名称を同項各号のいずれにも該当しない名称に変更すべきことを命ずることができる。

2 農林水産大臣は、出願公表があつた後に、前項の規定により名称が変更されたときは、その旨を公示しなければならない。

(品種登録出願の拒絶)

第十七条 農林水産大臣は、品種登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その品種登録出願について、文書により拒絶しなければならない。

- 一 その出願品種が、第三条第一項、第四条第二項、第五条第三項、第九条第一項又は第十条の規定により、品種登録をすることができないものであるとき。
- 二 その出願者が、正当な理由がないのに、第十五条第一項の規定による命令に従わず、同条第二項の規定による現地調査を拒み、又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により品種登録出願について拒絶しようとするときは、その出願者に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(品種登録)

第十八条 農林水産大臣は、品種登録出願につき前条第一項の規定により拒絶する場合を除き、品種登録をしなければならない。

2 品種登録は、品種登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 品種登録の番号及び年月日
- 二 品種の属する農林水産植物の種類
- 三 品種の名称
- 四 品種の特性

五 育成者権の存続期間

六 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

七 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録をしたときは、当該品種登録を受けた者に対しその旨を通知するとともに、農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

第四節 育成者権

(育成者権の発生及び存続期間)

第十九条 育成者権は、品種登録により発生する。

2 育成者権の存続期間は、品種登録の日から二十年(第四条第二項に規定する品種にあつては、二十五年)とする。

(育成者権の効力)

第二十条 育成者権者は、品種登録を受けている品種(以下「登録品種」という。)及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。ただし、その育成者権について専利用権を設定したときは、専利用権者がこれらの品種を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

2 登録品種の育成者権者は、当該登録品種に係る次に掲げる品種が品種登録された場合にこれらの品種の育成者権が当該品種について有することとなる権利と同一の種類の権利を専有する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 変異体の選抜、戻し交雑、遺伝子組換えその他の農林水産省令で定める方法により、登録品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成され、かつ、特性により当該登録品種と明確に区別できる品種

二 その品種の繁殖のために登録品種の植物体を交雑させる必要がある品種

3 登録品種が、前項第一号の農林水産省令で定める方法により、当該登録品種以外の品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成された品種である場合における同項及び次条第二項の規定の適用については、前項中「次に掲げるのは「第二号」と、同条第二項中「次条第二項各号」とあるのは「前条第二項第一号」とする。

(育成者権の効力が及ばない範囲)

第二十一条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 新品種の育成その他の試験又は研究のためにする品種の利用

二 登録品種(登録品種と特性により明確に区別されない品種を含む。以下この項において同じ。)の育成をする方法についての特許権を有する者又はその特許につき専利用権若しくは通常実施権を有する者が当該特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

三 前号の特許権の消滅後において、同号の特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

四 前二号の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、そのさらに用いた種苗及びこれを用いて得た収穫物には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。

4 育成者権者、専利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗又は収穫物が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗又は収穫物の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

(名称を使用する義務等)

第二十二條 登録品種(登録品種であつた品種を含む。以下この条において同じ。)の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、当該登録品種の名称(第四十一條第二項の規定により名称が変更された場合にあっては、その変更後の名称)を使用しなければならない。

2 登録品種が属する農林水産物の種類又はこれと類似の農林水産物の種類として農林水産省令で定めるものに属する当該登録品種以外の品種の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、当該登録品種の名称を使用してはならない。

(共有に係る育成者権)

第二十三條 育成者権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

2 育成者権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその登録品種等を利用することができない。

3 育成者権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その育成者権について専利用権を設定し、又は他人に通常利用権を許諾することができない。

(法人が解散した場合等における育成者権の消滅)

第二十四條 育成者権は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 育成者権者である法人が解散した場合において、その育成者権が民法第七十二條第三項

その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

二 育成者権者である個人が死亡した場合において、その育成者権が民法第九百五十九條の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

(専利用権)

第二十五條 育成者権者は、その育成者権について専利用権を設定することができる。

2 専利用権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録品種等を利用する権利を専有する。

3 専利用権者は、品種の利用の事業とともにする場合、育成者権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 専利用権者は、育成者権者の承諾を得た場合に限って、その専利用権について質権を設定し、又は他人に通常利用権を許諾することができる。

5 第二十三條の規定は、専利用権に準用する。

(通常利用権)

第二十六條 育成者権者は、その育成者権について他人に通常利用権を許諾することができる。

2 通常利用権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としての登録品種等を利用する権利を有する。

(先育成による通常利用権)

第二十七條 登録品種の育成をした者よりも先に当該登録品種と同一の品種又は特性により明確に区別されない品種の育成をした者は、その登

録品種に係る育成者権について通常利用権を有する。

(裁定)

第二十八條 登録品種等の利用が継続して二年以上日本国内において適当にされていないとき、又は登録品種等の利用が公共の利益のため特に必要であるときは、当該登録品種等につき業として利用しようとする者は、当該登録品種の育成者権者又は専利用権者に対し通常利用権の許諾につき協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、同項に規定する者は、農林水産大臣の裁定を申請することができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつたときは、その旨を当該申請に係る育成者権者又は専利用権者その他その登録品種に関し登録した権利を有する者に対し、文書をもって通知し、相当の期間を指定して、意見を述べ

る機会を与えなければならない。

4 農林水産大臣は、登録品種等につき利用がされるのが公共の利益のため特に必要である場合を除き、当該登録品種等につき利用が適当にされていないことについて正当な理由がある場合は、通常利用権を設定すべき旨の裁定をしてはならない。

5 農林水産大臣は、第二項の裁定をしようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

6 通常利用権を設定すべき旨の裁定においては、通常利用権を設定すべき範囲並びに対価及びその支払の方法を定めなければならない。

7 農林水産大臣は、第二項の裁定をしたとき

は、その旨を当事者及び当事者以外の者であつてその登録品種に関し登録した権利を有するものに通知しなければならない。

8 前項の規定により当事者に第六項に規定する裁定の通知があつたときは、当該裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

(通常利用権の移転等)

第二十九條 通常利用権は、前条第二項の規定による通常利用権を除き、品種の利用の事業とともにする場合、育成者権者(専利用権者)についての通常利用権にあっては、育成者権者及び専利用権者。次項において同じ。)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

2 通常利用権者は、前条第二項の規定による通常利用権を除き、育成者権者の承諾を得た場合に限って、その通常利用権について質権を設定することができる。

3 前条第二項の規定による通常利用権は、品種の利用の事業とともにする場合に限り、移転することができる。

4 第二十三條第一項及び第二項の規定は、通常利用権に準用する。

(質権)

第三十條 育成者権、専利用権又は通常利用権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該登録品種等を利用することができない。

2 育成者権、専利用権又は通常利用権を目的とする質権は、育成者権、専利用権若しくは通常利用権の対価又は登録品種等の利用に対し

その育成者権者若しくは専利用権者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行うことができる。ただし、その払渡し又は引渡し前に差押えをしなければならない。

(育成者権等の放棄)

第三十一条 育成者権者は、専利用権者、質権者又は第八條第三項、第二十五條第四項若しくは第二十六條第一項の規定による通常利用権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その育成者権を放棄することができる。

2 専利用権者は、質権者又は第二十五條第四項の規定による通常利用権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その専利用権を放棄することができる。

3 通常利用権者は、質権者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その通常利用権を放棄することができる。

(登録の効果)

第三十二条 次に掲げる事項は、登録しなければならない。その効力を生じない。

一 育成者権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く)、放棄による消滅又は処分

の制限
二 専利用権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く)、変更、消滅(混同又は育成者権の消滅によるものを除く)又は処分の制限

三 育成者権又は専利用権を目的とする質権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く)、変更、消滅(混同又は担保する債権の消滅によるものを除く)又は処分の制限

2 前項各号の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 通常利用権は、その登録をしたときは、その育成者権若しくは専利用権又はその育成者権についての専利用権をその後取得した者に對しても、その効力を生ずる。

4 第八條第三項又は第二十七條の規定による通常利用権は、登録しなくても、前項の効力を有する。

5 通常利用権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限は、登録しなければ、第三者に對抗することができない。

第五節 権利侵害

(差止請求権)

第三十三条 育成者権者又は専利用権者は、自己の育成者権又は専利用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 育成者権者又は専利用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した種苗若しくは收穫物又は侵害の行為に供した物の廃棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(損害の額の推定等)

第三十四条 育成者権者又は専利用権者が故意又は過失により自己の育成者権又は専利用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者

がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、育成者権者又は専利用権者が受けた損害の額と推定する。

2 育成者権者又は専利用権者は、故意又は過失により自己の育成者権又は専利用権を侵害した者に対し、その登録品種等の利用に對し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、育成者権又は専利用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを參照することができる。

(過失の推定)

第三十五条 他人の育成者権又は専利用権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定する。

(書類の提出)

第三十六条 裁判所は、育成者権又は専利用権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(信用回復の措置)

第三十七条 故意又は過失により育成者権又は専利用権を侵害したことにより育成者権者又は専利用権者の業務上の信用を害した者に対し

ては、裁判所は、育成者権者又は専利用権者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、育成者権者又は専利用権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

第六節 品種登録の維持及び取消し

(登録料)

第三十八条 育成者権者は、第十九條第二項に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、三万六千円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の登録料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、育成者権者が国であるときは、適用しない。

3 第一項の登録料は、育成者権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項の農林水産省令で定める登録料の額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の規定による第一年度の登録料は、第十八條第三項の規定による公示があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

6 第一項の規定による第二年度以後の各年度の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

7 前項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

8 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

(利害関係人による登録料の納付)

第三十九条 利害関係人は、育成者権者の意に反しても、登録料を納付することができる。

2 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、育成者権者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

(登録品種の調査)

第四十条 農林水産大臣は、登録品種の特性が保持されているかどうかについて調査の必要があると認める場合は、育成者権者又は専利用権者に対し登録品種の植物体の全部又は一部その他の資料の提出を命ずることができる。

2 農林水産大臣は、前項に規定する場合には、その職員に現地調査又は栽培試験を行わせるものとする。

3 第十五条第三項の規定は、前項の現地調査又は栽培試験に準用する。

(登録品種の名称の変更)

第四十一条 農林水産大臣は、登録品種の名称が第四条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する場合であることが判明したときは、育成者権者に対し、相当の期間を指定して、当該登録品種について同項各号のいずれにも該当しない名称を提出すべきことを命ずることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により第四条第一項各号のいずれにも該当しない名称が提出されたときは、品種登録簿に記載して当該登録品

種の名称をその提出された名称に変更しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の規定により登録品種の名称を変更したときは、その旨を、当該登録品種の育成者権者に通知するとともに、公示しなければならない。

(品種登録の取消)

第四十二条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、品種登録を取り消さなければならない。

一 その品種登録が第三条第一項、第四条第二項、第五条第三項、第九条第一項又は第十条の規定に違反してされたことが判明したとき。

二 品種登録がされた後において、登録品種が第三条第一項第二号又は第三号に掲げる要件を備えなくなったことが判明したとき。

三 品種登録がされた後において、育成者権者が第十条の規定により育成者権を享有することができない者になったとき。

四 第三十八条第五項に規定する期間内に第一年分の登録料が納付されないとき。

五 第三十八条第七項に規定する期間内に登録料及び割増登録料が納付されないとき。

六 第四十条第一項の規定により資料の提出を命じられた者が正当な理由なく命令に従わな

いとき。

七 前条第一項の規定により登録品種の名称の提出を命じられた者が正当な理由なく命令に従わないとき。

用権者その他登録した権利を有する者に対し、相当な期間において通知した上で行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十七条第一項の規定により前項に規定する者が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

4 育成者権は、第一項の規定により品種登録が取り消されたときは、消滅する。ただし、次の各号に掲げる場合は、育成者権は、当該各号に定める時にさかのぼって消滅したものとみなす。

一 第一項第一号又は第四号に該当する場合
品種登録の時

二 第一項第三号に該当する場合 同号に該当するに至った時

三 第一項第五号に該当する場合 第三十八条第六項に規定する期間が経過した時

5 農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録の取消をしたときは、その旨を、当該品種登録に係る育成者権者に通知するとともに、公示しなければならない。

6 第一項第四号又は第五号の規定による品種登録の取消については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く)の規定は、適用しない。

第七節 雑則

(在外者の裁判籍)

第四十三条 日本国内に住所及び居所(法人にあっては、営業所)を有しない者の育成者権その他育成者権に関する権利については、農林水

産省の所在地をもって民事訴訟法(平成八年法律第九号)第五条第四号の財産の所在地とみなす。

(品種登録についての異議申立ての特則)

第四十四条 品種登録についての異議申立てについては、行政不服審査法第四十五条の規定は適用せず、かつ、同法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項の規定は準用しない。

2 品種登録についての行政不服審査法に基づく異議申立ての審理は、当該品種登録に係る育成者権者又は専利用権者その他登録した権利を有する者に対し、相当な期間において通知した上で行わなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の規定により通知を受けた者が当該異議申立てに参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(品種登録簿への登録等)

第四十五条 次に掲げる事項は、農林水産省に備える品種登録簿に登録する。

一 育成者権の設定、移転、消滅又は処分の制限

二 専利用権又は通常利用権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 育成者権、専利用権又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 品種登録簿は、その全部又は一部を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ)をもって調製することができる。

3 この法律に定めるもののほか、品種登録及び品種登録簿に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

(証明等の請求)

第四十六條 何人も、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる請求をすることができる。

一 品種登録出願及び登録品種に関する証明の請求

二 品種登録簿の謄本若しくは抄本又は品種登録簿のうち磁気ディスクをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求

三 品種登録簿又は第五條第一項の願書若しくはこれに添付した写真その他の資料(農林水産大臣が秘密を保持する必要があると認めるものを除く。)の閲覧又は謄写の請求

(手数料)

第四十七條 前条の規定による請求をする者は、実費を勘案して農林水産省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

(条約の効力)

第四十八條 新品種の保護に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第三章 指定種苗

(種苗業者の届出)

第四十九條 種苗業者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、農林水産省令で定める種苗業者については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所

二 取り扱う指定種苗の種類

三 その他農林水産省令で定める事項

2 前項の事項中に変更を生じたときも、また同項と同様とする。

3 前二項の規定による届出は、新たに営業を開始した場合にあつてはその開始後二週間以内に、第一項の事項中に変更を生じた場合にあつてはその変更を生じた後二週間以内にこれをしてなければならない。

(指定種苗についての表示)

第五十條 指定種苗は、その包装に次に掲げる事項を表示したもの又は当該事項を表示する証票を添付したものでなければ、販売してはならない。ただし、掲示その他見やすい方法をもってその指定種苗につき第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項を表示する場合又は種苗業者以外の者が販売する場合は、この限りでない。

一 表示をした種苗業者の氏名又は名称及び住所

二 種類及び品種(接木した苗木にあつては、穂木及び台木の種類及び品種)

三 生産地

四 種子については、採種の年月又は有効期限及び発芽率

五 数量

六 その他農林水産省令で定める事項

2 前項第三号に掲げる生産地の表示は、国内産のものにあつては当該生産地の属する都道府県名をもって、外国産のものにあつては当該生産地の属する国名をもってこれをしなければならない。

ない。

3 前二項に規定するもののほか、需要者が自然的経済的条件に適合した品種の種苗を選択するに際しその品種の栽培適地、用途その他の栽培上又は利用上の特徴を識別するための表示が必要であると認められる指定種苗については、農林水産大臣は、その識別のため表示すべき事項その他の当該表示に関し種苗業者が遵守すべき基準を定め、これを公表するものとする。

4 農林水産大臣は、前項の規定により定められた基準を遵守しない種苗業者があるときは、その者に對し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

(指定種苗についての命令)

第五十一條 農林水産大臣は、前条第一項及び第二項の規定に違反した種苗業者に對し、同条第一項各号に掲げる事項を表示し、若しくは当該事項の表示を変更すべき旨を命じ、又はその違反行為に係る指定種苗の販売を禁止することができる。

2 農林水産大臣は、前条第四項の規定による勧告を受けた種苗業者がその勧告に従わなかったときは、当該種苗業者に對し、期限を定めて、同条第三項の基準を遵守すべきことを命ずることができる。

(指定種苗の生産等に関する基準)

第五十二條 農林水産大臣は、優良な品質の指定種苗の流通を確保するため必要があると認められるときは、当該指定種苗の生産、調整、保管又は包装について当該指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守すべき基準を定め、これを公表するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定により定められた基準を遵守しない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、これらの者に對し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

3 農林水産大臣は、前項の勧告に従わない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、その旨を公表することができる。

(指定種苗の集取)

第五十三條 農林水産大臣は、その職員に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させることができる。ただし、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 前項の場合において種苗業者の要求があつたときは、その職員は、その身分を示す証明書を提示しなければならない。

(報告の徴収等)

第五十四條 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、種苗業者に對し、その業務に関し必要な報告を命じ、又は帳簿その他の書類の提出を命ずることができる。

(権限の委任)

第五十五條 第五十條第四項、第五十一條、第五十二條第二項及び第三項、第五十三條並びに前条の規定による農林水産大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第四章 罰則

第五十六條 第二條第四項第一号に掲げる行為を行い育成者権又は専利用権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第五十七條 詐欺の行為により品種登録を受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十條第一項及び第二項の規定により表示すべき事項について虚偽の表示をした指定種苗を販売した者

二 第五十一條第一項又は第二項の規定による処分違反して指定種苗を販売した者

第五十九條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第五十三條第一項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第五十四條の規定による報告若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者

第六十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十六條から第五十八條まで又は前条第一号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十一條 第二十二條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千

九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(農業資材審議会の意見の聴取の特例)

第二条 改正後の種苗法(以下「新法」という。)第二条第六項に規定する重要な形質の指定については、農林水産大臣は、この法律の施行前においても農業資材審議会の意見を聴くことができる。

(旧法の規定による出願に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前の種苗法(以下「旧法」という。)第七条第一項の規定による登録の出願がされている品種については、当該出願の日(以下「出願日」という。)において、新法第五十條第一項の品種登録出願がされたものとみなす。この場合において、新法第四條第二項中「品種登録出願の日から一年さかのぼった日前」とあるのは「品種登録出願の日」と、新法第十三條第一項中「品種登録出願を受理したとき」とあるのは「この法律が施行されたとき」と、新法第十七條第一項中「該当する」とあるのは「該当する」と又はその出願品種が種苗法(昭和二十一年法律第百十五号)第一条の二第一項に規定する農林水産植物の種類に属する品種でないとき」と読み替へるものとす。

2 農林水産大臣は、新法の適用上必要と認められる範囲内において、前項の規定により新法第五十條第一項の品種登録出願がされたものとみなされた品種についての出願者に対し、相当の期間を指定して、品種登録出願の補正をすべきことを命ずることができる。この場合において、

新法第十二條第二項中「前項」とあるのは「附則第三条第二項」と、新法第十三條第一項中「品種登録出願を受理したとき(前条第一項」とあるのは「この法律が施行されたとき(附則第三条第二項」と読み替へるものとす。

(旧法の規定による品種登録に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十二條の四第一項の規定による品種登録を受けている品種で同条第二項の有効期間が満了していないものについては、当該期間が満了するまでの間は、その品種について新法第十九條第一項の規定による育成者権が発生しているものとみなす。この場合において、新法第三十八條第一項中「第十九條第二項に規定する存続期間の満了までの各年」とあるのは、「種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)第十二條の四第二項の有効期間が満了するまでの各年」と読み替へるものとす。

2 前項の規定により育成者権が発生しているものとみなされた品種についてこの法律の施行の際現に旧法第十二條の五第二項第七号に該当している使用者等又はその一般承継人については、新法第八條第三項の規定による通常利用権を有するものとみなす。

3 第一項の規定により育成者権が発生しているものとみなされた品種についてこの法律の施行の際現にされている旧法第十二條の五第二項第一号の許諾は、新法第二十六條第一項の規定による通常利用権の許諾とみなす。

(品種の名称に関する経過措置)

第五条 附則第三条第一項の規定により新法第五十條第一項の品種登録出願がされたものとみなさ

れた品種のうち、商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の施行前に旧法第七條第一項の規定による登録の出願があったものについては、新法第四條第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第四号」と、新法第十六條第一項中「第四條第一項各号のいずれか」とあるのは「第四條第一項第一号、第二号又は第四号」と、新法第四十一條第一項中「第四條第一項第二号から第四号までのいずれか」とあるのは「第四條第一項第二号又は第四号」と読み替へるものとす。

2 前条第一項の規定により育成者権が発生しているものとみなされた品種のうち、商標法の一部を改正する法律の施行前に旧法第七條第一項の規定による登録の出願があったものについては、新法第四十一條第一項中「第四條第一項第二号から第四号までのいずれか」とあるのは、「第四條第一項第二号又は第四号」と読み替へるものとす。

3 前二項の規定の適用を受ける品種の名称を表示する商標の当該品種の種苗についての使用については、商標法の一部を改正する法律による改正後の商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第三十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一項の規定の適用を受ける品種について登録がされないことが確定したときは、この限りでない。

(施行前に育成された品種に関する経過措置)

第六条 新法第二十條第二項第一号に該当する品種であつて、この法律の施行前に育成されたものについては、同項の規定にかかわらず、同項の育成者権者の権利は及ばないものとする。

2 前項の規定の適用を受ける新法第二十条第二項第一号に該当する品種については、新法第十四条第一項の規定にかかわらず、その利用に対する補償金の支払を請求することができないものとする。

(農業を営んでいる者についての経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に登録品種等の種苗を用いて農業を営んでいる者で新法第二十一条第二項の政令で定めるものに該当するものについては、当該種苗を最初に育成者権者、専利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種等の種苗とみなして、同項の規定を適用する。

(登録料に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に旧法第十二条の十二第二項の規定により納付された各年分の登録料は、新法第三十八条第一項の規定により納付された当該各年分の登録料とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十二条の四第一項の規定による品種登録を受けた品種であつてこの法律の施行の際旧法第十二条の十二第四項に規定する期間が経過していないものに係る第一年分の登録料については、新法第三十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(指定種苗に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧法第一条の二第二項の規定により農林水産大臣の指定を受けている種苗は、新法第二条第五項の規定により農林水産大臣が指定した種苗とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第二条第一項及び第二項の規定による届出をした者(農産種苗法の

一部を改正する法律(昭和五十三年法律第八十九号)附則第三条の規定により旧法第二条第一項及び第二項の規定による届出をしたものとみなされた者を含む。)は、新法第四十九条第一項及び第二項による届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第三条第三項の規定により定められている基準は、新法第五十条第三項の規定により定められた基準とみなす。

4 この法律の施行前に旧法第三条第四項の規定によりされた勧告は、新法第五十条第四項の規定によりされた勧告とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定により定められている基準は、新法第五十二条第一項の規定により定められた基準とみなす。

6 この法律の施行前に旧法第五条第二項の規定によりされた勧告は、新法第五十二条第二項の規定によりされた勧告とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(破産法の一部改正)

第十二条 破産法(大正十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九十七号第二号中「回路配置利用権」の下に「育成者権」を加える。

(相続税法の一部改正)

第十三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第八号中「若しくはその」を「育成者権若しくはこれらの」に改める。

(商標法の一部改正)

第十四条 商標法(昭和三十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号中「種苗法(昭和二十二年法律第十五号)第十二条の四第一項」を「種苗法(平成十年法律第 号)第十八条第一項」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の課税物件の定義欄中「回路配置利用権」の下に「育成者権」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「回路配置利用権」の下に「育成者権」を加える。

十四の三 育成者権の登録(育成者権の信託の登録を含む。)

(一) 育成者権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録

ロ その他の原因による移転の登録

(二) 専利用権又は通常利用権の設定又は保存の登録

(三) 育成者権、専利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は質権の移転若しくは当該質権の処分制限の登録

(四) 専利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権を目的とする質権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録

ロ その他の原因による移転の登録

(五) 信託の登録

(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の更の登録(これらの登録の更正若しくは変更までの登録に該当するものを除く。)

(七) 登録の抹消

育成者権の件数

育成者権の件数

育成者権の件数

債権金額

育成者権、専利用権又は通常利用権(以下この号において「育成者権等」という。)の件数

育成者権等の件数

育成者権等の件数

育成者権等の件数

育成者権等の件数

育成者権等の件数

一件につき三千円

一件につき九千円

一件につき九千円

千分の四

一件につき千五百円

一件につき三千円

一件につき三千円

一件につき千円

一件につき千円

一件につき千円

(農林水産省設置法の一部改正)

第十七条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五百五十三号)の一部を次のように改正する。
第六條第二項中「種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)」を「種苗法(平成十年法律第号)」に改める。

理 由

植物の新品種の保護に関する新たな国際条約の締結に伴い、品種登録制度について、育成者権その他登録品種に関する権利を設定することにより新品種の育成者の権利を拡充するとともに、対象となる農林水産植物の範囲の拡大、品種登録の要件及び手続の整備等を行うため、種苗法の全部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

種苗法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、種苗が農林水産物の生産に不可欠な基礎的生産資材であることにかんがみ、平成三年に改正された植物の新品種の保護に関する国際条約に対応し、国際的に調和のとれた形で育成者の権利を保護することにより、我が国における育種振興の基盤の強化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 品種登録制度の対象とする植物の範囲を拡大し、栽培される植物について広く保護の対象とすること。
- 2 育成者の権利を法律上明確に育成者権として規定するとともに、育成者の許諾が必要ない行為を、従来の種苗の有償譲渡等の行為から

種苗の生産、譲渡、輸出入等の行為に拡大すること。

なお、農業者の行う自家増殖については、一定の場合を除き、権利の効力が及ばないこととする。

- 3 品種登録出願があつた場合には、その内容を公示して出願公表を行うとともに、出願公表から登録までの間の出願品種等の利用に対し、出願者が警告をしたときは、品種登録後に、補償金を請求することが出来る仮保護の制度を設けること。
- 4 育成者の権利の存続期間を、従来、原則として十五年、果樹等の永年性植物については十八年とされていたものを、それぞれ二十年及び二十五年に延長すること。
- 5 この法律は、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十九年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、植物の新品種の保護に関する新たな国際条約の締結に伴い、育種振興の基盤強化を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十年五月七日

農林水産委員長 北村 直人
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十年四月二十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(選挙期日)

第一条 平成十一年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十四条の二第二項又は第三項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により行う場合を除き、同法第三十三條第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては平成十一年四月十一日、指定都市以外の市、町村及び特別区(以下「市区町村」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十五日とする。

- 2 平成十一年六月一日から同年十月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三條第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることが

できる。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の選挙管理委員会にあつては平成十一年一月十日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月二十四日までに、その旨を告示しなければならない。

- 3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長(第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているもの)をいう。次項において同じ。について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三條第二項又は第三十四條第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成十一年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三條第二項又は第三十四條第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。
- 4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又

は長(当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定による告示がなされているものを除く。))について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三條第二項若しくは第三項又は第三十四條第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成十一年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日まで開始するときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三條第二項若しくは第三項又は第三十四條第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三條第五項及び第三十四條第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日に告示しなければならない。

- 一 都道府県知事選挙 平成十一年三月二十五日
- 二 指定都市の長の選挙 平成十一年三月二十八日
- 三 都道府県等の議会の議員の選挙 平成十一年四月一日
- 四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成十一年四月十八日
- 五 町村の議会の議員及び長の選挙 平成十一年四月二十日

(同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)

第三条 公職選挙法第三十四條の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期が共に平成十一年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合に、適用しない。

(同時選挙)

第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法百十九條第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法百十九條第二項の規定により同時に行う。

(重複立候補の禁止)

第五条 第一条の規定により平成十一年四月十一日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十五日に行われる選挙における公職の候補者となることできない。

2 前項の規定により公職の候補者となることできない者は、公職選挙法第六十八條第一項第二号(同法第四十六條の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。)及び第八十八條の四第九項の規定の適用について

は、同法第八十七條第一項の規定により公職の候補者となることできない者とみなす。

(文書図画の掲示の禁止期間)

第六条 第一条第一項の規定により行われる選挙について、公職選挙法百四十三條第十六項の規定を適用する場合には、同項第二号に規定する一定期間とは、同法第十九項の規定にかかわらず、第一条第一項の規定によるそれぞれの選挙の期日の六月前の日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 平成十一年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 平成十一年三月三十一日から同年五月二十九日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日の六月前の日(前日又は平成十一年十月二十四日のいずれか早い日)において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が平成十一年二月二十八日以前の日であり、かつ、当該任期満了の日が当該市区町村の長の任期満了の日前九十日に当たる日から当該市区町村の長の任期満了の日の前日までの間にあるものの長の任期満了による選挙に限る。)

三 平成十一年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日の六月前の日(前日又は平成十一年十月二十四日のいずれか早い日)において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が平成十一年二月二十八日以前の日であり、かつ、当該任期満了の日が当該市区町村の長の任期満了の日前九十日に当たる日から当該市区町村の長の任期満了の日の前日までの間にあるものの長の任期満了による選挙に限る。)

議員の任期満了の日の六月前の日(前日又は平成十一年十月二十四日のいずれか早い日)において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が平成十一年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日の前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるものの議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

四 平成十一年三月三十一日から同年五月二十九日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日の六月前の日(前日又は平成十一年十月二十四日のいずれか早い日)において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が平成十一年二月二十八日以前の日であり、かつ、当該任期満了の日が当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が平成十一年二月二十八日以前の日であり、かつ、当該任期満了の日が当該市区町村の長の任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるものの議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

五 平成十一年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日の六月前の日(前日又は平成十一年十月二十四日のいずれか早い日)において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が平成十一年二月二十八日以前の日であり、かつ、当該任期満了の日が当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が平成十一年二月二十八日以前の日であり、かつ、当該任期満了の日が当該市区町村の長の任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるものの議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

六 平成十一年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日の六月前の日(前日又は平成十一年十月二十四日のいずれか早い日)において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が平成十一年二月二十八日以前の日であり、かつ、当該任期満了の日が当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が平成十一年二月二十八日以前の日であり、かつ、当該任期満了の日が当該市区町村の長の任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるものの議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。

2 前項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「平成十年十月二十四日」とあるのは、「平成十年十月十日」と読み替えるものとする。

(寄附等の禁止期間)

第八条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第九十九条の二及び第九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第九十九条の二第一項に規定する期間及び同法第九十九条の五第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第九条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

- 一 平成十一年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙
- 二 平成十一年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十四日のいずれか早い日において現在在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、

当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十四日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。

- 三 平成十一年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十四日のいずれか早い日において現在在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十四日のいずれか早い日において、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。)の長の任期満了による選挙に限る。)
- 2 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十四日」とあるのは、「同年一月十日」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第十条 第二条から前条までに規定するもののはか、第一条の規定により地方公共団体の議会の議員及び長の選挙が行われることに伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成十一年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

1 本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成十一年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、これらの選挙の期日を統一しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 平成十一年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合又は公職選挙法第三十四条の二の規定(以下「九十日特例の規定」という。)により行う場合を除き、選挙の期日及び告示の日を次のとおりとすること。

選挙の期日		告示の日	
四月十一日	三月二十五日	四月十一日	三月二十八日
四月十一日	四月二日	四月十一日	四月十八日
四月二十五日	四月十八日	四月二十五日	四月二十日

2 平成十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、選挙の期日及び告示の日を1に掲げる日とすることができるものとすること。

4 九十日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任

3 地方公共団体の議会の議員又は長につ

期が共に平成十一年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しないものとする。

5 同時選挙、重複立候補の禁止、文書図画の掲示の禁止及び寄附等の禁止に關し、必要な規定を設けるものとする。

6 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成十一年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、これらの選挙の期日を統一しようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十年五月七日

公職選挙法改正に關する調査特別委員長 葉梨 信行
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に關する法律案

右

平成十年二月十二日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に關する法律

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 市街地の整備改善等(第七条—第十五条)

第三章 商業等の活性化のための特定事業等の促進(第十六条—第三十六条)

第四章 雑則(第三十七条—第四十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市の中心の市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが必要であると認められる中心市街地について、地域における創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進するための措置を講ずることにより、地域の振興及び秩序ある整備を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中心市街地)

第二条 この法律による措置は、都市の中心の市街地であつて、次に掲げる要件に該当するもの(以下「中心市街地」という。)について講じられるものとする。

一 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。

二 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。

三 当該市街地において市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

(施策における配慮)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、地域住民等の理解と協力を得るとともに、民間事業者の能力の活用を図るよう配慮し、その施策全般にわたり、必要な施策を総合的かつ相互に連携を図りつつ講ずるよう努めなければならない。

(定義)

第四条 この法律において「商業基盤施設」とは、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設及び相当数の小売業の業務を行う者の業務の円滑な実施を図るための施設をいい、「商業施設」とは、小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設であつて、商業基盤施設以外のものをいう。

2 この法律において「都市型新事業」とは、中心市街地に集まる一般消費者等の多様かつ高度な需要に即応して、新商品の生産若しくは新役務の提供又は商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式の改善を行う次に掲げる事業であつて、中心市街地における事業の構造の高度化又は国民生活の利便の増進に寄与するものという。

一 主として一般消費者の生活の用に供される工業製品の製造又は加工の事業
二 役務をその媒体である物の提供を通じて提供事業

3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいい、「中小小売商業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であつて、第二号から第五号までの一に該当するものをいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以上の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

4 この法律において「特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 商業基盤施設又は相当規模の商業施設を整備する事業（次項に掲げるものを除く。第二十二条において「特定商業施設等整備事業」という。）

二 中心市街地における都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設であつて、相当数の企業等が利用するためのものを整備する事業

三 食品（飲食料品（花きを含む。）のうち薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。以下この号において同じ。）の小売業の業務を行う者（以下この号において「食品小売業者」という。）又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人で食品小売業者を直接若しくは間接の構成員とするものの出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものが、相当数の食品小売業者の店舗が集積する施設で、当該施設と一体的に駐車場、休憩所その他の当該施設の利用者の利便の増進に資する施設が整備されているもの（これと一体的に設置される倉庫その他の食品に係る流通業務用の施設を含む。）を整備する事業で、中心市街地における食品の流通の円滑化に特に資するもの（第二十七条において「中心市街地食品流通円滑化事業」という。）

四 その全部又は一部の区間が中心市街地に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法昭和二十六年法律第八十三号）第三十一条イに掲げる一般乗合旅客自

動車運送事業をいう。）を經營する者が当該事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業であつて、運輸省令で定めるもの

五 中心市街地における貨物の運送の効率化を図るために行う次に掲げる事業を併せて実施する事業（以下「貨物運送効率化事業」という。）

イ 特定の中心市街地から集貨された貨物の仕分又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分を専ら行うための次に掲げる施設であつて政令で定めるものを整備する事業

(1) 貨物の積卸しのための施設

(2) 上屋又は荷さばき場

(3) (1)又は(2)に掲げる施設に附帯する駐車場又は車庫

ロ イに掲げる施設を利用して行う一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。）又は第一種利用運送事業（貨物運送取扱事業法平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第一種利用運送事業をいう。以下同じ。）であつて、運輸省令で定めるもの

六 電気通信業又は放送業（有線放送業を含む。）の用に供する施設であつて、中心市街地とその他の地域との間又は中心市街地の区域内における多様な電気通信を高度に行うための機能を有する共同利用施設（これと一体的に設置される展示施設、研修施設その他の電気通信のサービスの普及を図るための施設を含む。）の整備及び管理を行う事業（第三十一

条において「中心市街地電気通信施設整備事業」という。）

5 この法律において「中小小売商業高度化事業」とは、第十九条第一項の認定構想推進事業者と共同で次の各号に掲げる者が実施（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所屬員による実施を含む。）をする当該各号に定める事業及び同項の認定構想推進事業者であつて次の各号に掲げる者が単独で実施する当該各号に定める事業をいう。

一 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第四条第一項に規定する商店街振興組合等 主として中小小売商業者である組合員又は所屬員の經營の近代化を図るために行う同項に規定する事業（事業の用に供されない店舗を賃借する事業を含む。）

二 中小小売商業振興法第四条第二項に規定する事業協同組合等 主として中小小売商業者である組合員又は所屬員の經營の近代化を図るために行う店舗を一の団地に集団して設置する同項の事業

三 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための中小小売商業振興法第四条第三項第一号に規定する共同店舗等（第六号において「共同店舗等」という。）の設置の事業

四 協業組合 中小小売商業振興法第四条第三項第二号に定める事業

五 二以上の中小小売商業者が合併をして設立された小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続している会社を含む。）

六 二以上の中小小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む当該会社の店舗等の設置の事業

七 商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。） 商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の經營の近代化を支援するために行う中小小売商業振興法第四条第六項に規定する事業（事業の用に供されない店舗を賃借する事業を含む。）

（基本方針）
第五条 主務大臣は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業の活性化の一体的推進の意義に関する事項

二 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項

三 中心市街地における土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。)、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項

四 中心市街地における商業基盤施設の整備その他の商業の活性化のための事業及びこれと併せて実施される都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための事業に関する基本的な事項

五 前二号の事業の一体的推進に関する事項その他の必要な事項

三 基本方針においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 前項第三号及び第四号の事業と一体的に推進する次に掲げる事業に関する基本的な事項

イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業

ロ 電気通信の高度化を図るための事業

二 特定事業及び中小小売商業高度化事業の実施について指針となるべき事項

四 主務大臣は、基本方針を定めるに当たっては、基本計画に基づき行われる第二項第三号及び第四号の事業並びに前項第一号イ及びロに掲げる事業並びに同項第二号の事業が一体的かつ

総合的に行われるようこれを定めるものとする。

五 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

六 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画)

第六条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成することができる。

二 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針

二 中心市街地の位置及び区域

三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進の目標

四 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

五 商業の活性化のための事業(これと併せて実施する都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための事業について定める場合にあっては、当該事業を含む。)に関する事項

(中小小売商業高度化事業について定める場合にあっては、当該事業の対象とすべき商業

の集積及び当該事業の目標)

六 前二号の事業の一体的推進のために必要な事項

三 基本計画においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。

一 前項第四号及び第五号の事業と一体的に推進する次に掲げる事業に関する事項

イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業

ロ 電気通信の高度化を図るための事業

二 第四号第四項第三号から第六号までに掲げる特定事業に関する事項

三 その他必要な事項

基本計画は、都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第五項の基本構想に即したものでなければならない。

市町村は、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、第二項第五号に掲げる事項について、当該市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会の意見を聴かなければならない。

市町村は、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣及び都道府県に基本計画の写しを送付しなければならない。

主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

第二章 市街地の整備改善等

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第七条 基本計画において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第三項、第三条の二第一項若しくは第二項、第三条の三第一項若しくは第二項又は第三条の四の規定により施行するものの換地計画(基本計画において定められた中心市街地(以下「特定中心市街地」という。))の区域内の宅地について定められたものに限り、)においては、交通施設、情報処理施設その他の特定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設で国、地方公共団体、第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの(同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本計画において前条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。)の用に供するため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

土地区画整理法第百四十四条第一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第百四十四条第十一項中「第三条第一項から第三項まで又は第三条の四

平成十年五月八日 衆議院会議録第三十六号

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案及び同報告書

三二

の規定により施行する土地区画整理事業にあつては施行者が、第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつてはそれぞれ国、都道府県又は市町村が」とあるのは「施行者が」と、同法第八十八条第一項中「第三条第三項若しくは第四項」とあるのは「第三条第三項、第三条の二第一項若しくは第二項、第三条の三第一項若しくは第二項」と、「第一百四十四条第一項」とあるのは「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七條第二項において準用する第一百四十四条第一項」と読み替へるものとする。

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第三十二条第四項（地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。）第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができ権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。土地区画整理法第九條第二項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

（地域振興整備公団の業務の特例）

第八条 地域振興整備公団（以下「公団」という。）は、公団法第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、特定中心市街地における市街地

の整備改善を図るため、次に掲げる業務を行う。

一 基本計画において定められた土地区画整理事業特定中心市街地の区域内において土地区画整理法第三条の三第二項の規定により行うものに限る。又は市街地再開発事業（特定中心市街地の区域内において都市再開発法第二条の二第五項第二号の規定により行うものに限る。）と併せて行うことが必要であると認められる宅地の造成（特定中心市街地の区域内において行うものに限る。）と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合において当該施設を建設し、並びに当該施設を管理し、及び譲渡すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、特定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 特定中心市街地において、次に掲げる施設の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行った当該者の委託を受けてこれらの施設（イ）に掲げる施設にあつては、これと併せて整備される商業施設を含む。）の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

イ 商業基盤施設

ロ 都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であつて都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者の共用に供するもの、都市型新事業の技術に関する研究開発

及びその企業化を行うための事業場又は都市型新事業に係る商品若しくは役務の展示及び販売若しくは提供のための施設

二 特定中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 公団は、前二項の業務のほか、前二項の業務及び公団法第十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第一項第一号に規定する宅地の造成と併せて行う事務所、店舗等の用に供する施設の建設並びに当該施設の管理及び譲渡

二 特定中心市街地における前項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

三 前項の規定により公団が行う同項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場（以下この号において「工場等」という。）の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

四 中心市街地における市街地の整備改善並びに商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のために必要な調査

五 第一号から第三号までに掲げる業務に関連する技術的援助並びに中心市街地における市

街地の整備改善並びに商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための計画の策定に係る技術的援助

4 公団は、第二項第一号の出資を行うとするときは、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（公団法の特例）

第九条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務並びに中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第八條第一項及び第二項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八條第三項の業務」と、同条第五項中「並びに同項第八号の業務」とあるのは「同項第八号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八條第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号の業務」と、同条第六項中「同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務」とあるのは「同項第三号若しくは第四号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八條第二項第一号若しくは第二号の業務で第一項第一号の業務」と、「及び同項第八号の業務」とあるのは「同項第八号の業務及び中心市街地整備改善活性化法第八條第一項第一号の業務」と、公団法第十九条の二第二項中「及び同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務とあわせて行なうもの」とあるのは「同項第三号若しくは第四号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八條第二項第一号若しくは第二号の業務で前条

第一項第一号の業務と併せて行うもの及び中心市街地整備改善活性化法第八條第一項第一号の業務と、公団法第二十條第一項中「第十九條第一項第二号又は第七号の業務」とあるのは「第十九條第一項第二号若しくは第七号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八條第二項第一号の業務」と、同条第二項中「第十九條第一項第二号及び第七号の業務」とあるのは「第十九條第一項第二号及び第七号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八條第二項第一号の業務」と、公団法第二十四條の二中「第一号及び第二号の業務(以下「工業再配置業務」という。）」とあるのは「第一号及び第二号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八條第二項並びに第三項第二号及び第三号の業務に係るもの並びに同項第四号及び第五号の業務並びに第十九條の三の規定による投資で商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進に係るもの(以下「工業再配置等業務」という。）」と、公団法第二十五條第一項及び第三項中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十三條第一号中「又は第二十六條の三」とあるのは「第二十六條の三又は中心市街地整備改善活性化法第八條第四項」と、公団法第三十三條の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十三條の三中「この法律」とあるのは「この法律又は中心市街地整備改善活性化法」と、公団法第三十六條第一号中「この法律の規定第二十一條の二の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。」とあるのは「この法律の規定(第二十一條の二の規定により準用される住宅

宅・都市整備公団法の規定を含む。）」及び中心市街地整備改善活性化法第八條第四項の規定」と、同条第三号中「第十九條第一項及び第二項」とあるのは「第十九條第一項及び第二項並びに中心市街地整備改善活性化法第八條第一項から第三項まで」とする。
(中心市街地整備推進機構の指定)

第十条 市町村長は、公益法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に「行うことができる」と認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構(以下「推進機構」という。)として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
(推進機構の業務)

第十一条 推進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 特定中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であつて建設省令で定めるものを基本計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。

三 特定中心市街地の整備改善を図るために有

効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

四 中心市街地の整備改善に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の整備改善を推進するために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第十二条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進機構に対し、その業務に

関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に

関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、推進機構が前項の規定による命令に違反したときは、第十条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5 第三項の規定により第十条第一項の指定を取り消した場合における前条第三号に規定する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(情報の提供等)

第十三条 国及び関係地方公共団体は、推進機構に対し、その業務の実施に必要必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(路外駐車場についての都市公園の占用の特例等)

第十四条 市町村は、基本計画において、駐車場法(昭和三十一年法律第六十六号)第三條の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四條第二項第五号の主要な路外駐車場(都市計画において定められた路外駐車場を除く。)の整備に関する事項を定めたときは、遅滞なく、同条第一項の駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとする。

2 市町村は、前項の規定により駐車場整備計画に都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二條第一項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要(以下この条において「特定駐車場事業概要」という。)を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者(同法第五條第一項の公園管理者をいう。次項において同じ。)の同意を得なければならない。

3 前項の特定駐車場事業概要が定められた駐車場法第四條第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による駐車場整備計画の公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占有が都市公園法第七條の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、同法第六條の許可を与えるものとする。

(都市計画に基づく事業の推進)

第十五条 国及び地方公共団体は、都市計画法第七條第四項の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針又は同法第十八條の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に従い、基本計画の達成に資するため、土地区画整理事業又は市街地再開発事業の施行、道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 商業等の活性化のための特定事業等の促進

(特定事業計画の認定)

第十六条 基本計画に定められた特定事業を実施しようとする者(当該特定事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「特定事業者」という。)は、当該特定事業に関する計画(以下「特定事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

- 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定事業計画を検討し、意見を付して、主務大臣に送付するものとする。
- 特定事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 特定事業の目標
 - 特定事業の内容
 - 特定事業の実施時期
 - 特定事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
- 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定事業計画が次の各号のい

ずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第五條第三項第二号の指針となるべき事項に照らして適切なものであること。
- 前項第三号及び第四号に掲げる事項が当該特定事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 特定事業者が貨物運送効率化事業を実施する場合であつて当該貨物運送効率化事業が第一種利用運送事業に該当するときは、当該特定事業者が貨物運送取扱事業法第五條第一号から第三号までのいずれにも該当しないこと。

主務大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(特定事業計画の変更等)

- 第十七条 前條第四項の認定を受けた者(その者の設立に係る同條第一項の法人を含む。以下「認定特定事業者」という。)は、当該認定に係る特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 主務大臣は、認定特定事業者が当該認定に係る特定事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特定事業計画」という。)に従つて特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
 - 前條第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小小売商業高度化事業構想の認定)

第十八条 商工会、商工会議所又は特定会社若しくは公益法人であつて政令で定める要件に該当するものその他中心市街地における中小小売商業高度化事業の総合的な推進を図るのにふさわしい者として政令で定める者は、基本計画に中小小売商業高度化事業に係る事項が記載されている場合にあつては、当該中小小売商業高度化事業を当該者と共同で実施すると見込まれる者の意見を聴いた上で、当該中小小売商業高度化事業に関する総合的かつ基本的な構想(以下「中小小売商業高度化事業構想」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該中小小売商業高度化事業構想が適当である旨の認定を申請することができる。

中小小売商業高度化事業構想には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 特定中心市街地における中小小売商業高度化事業の概要
- 前号の事業を実施することにより期待される効果
- 市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その中小小売商業高度化事業構想が基本計画の内容に照らして適切なものであり、かつ、当該中小小売商業高度化事業構想に係る事業が実施可能であると認めるときは、その認定をするものとする。
- 市町村は、前項の規定による認定を行ったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(中小小売商業高度化事業構想の変更等)

第十九条 前條第三項の認定を受けた者(以下「認

定構想推進事業者」という。)は、当該認定に係る中小小売商業高度化事業構想を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

- 市町村は、認定構想推進事業者が作成した当該認定に係る中小小売商業高度化事業構想(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。)に係る事業が、経済事情の変動その他の情勢の推移により実施可能でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

前條第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小小売商業高度化事業計画の認定)

第二十条 前條第二項の中小小売商業高度化事業構想に記載されている中小小売商業高度化事業を、認定構想推進事業者と共同で実施しようとする第四條第五項各号に掲げる者(同項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業業者とし、同項第六号に掲げる者にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業業者を、同項第七号に掲げる者にあつては特定会社を設立しようとする者を含む。)は認定構想推進事業者と共同で、単独で実施しようとする認定構想推進事業者は単独で、当該中小小売商業高度化事業に関する計画(以下「中小小売商業高度化事業計画」という。)を作成し、通商産業大臣の認定を申請することができる。

- 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該中小小売商業高度化事業計

とし、特定商業集積整備法第十一条第一項中「第九條第一号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帶する業務」とあるのは「第九條第一号及び第三号に掲げる業務並びに中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第十二條第一号、第二号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帶する業務」と、同条第四項及び第五項中「第九條第一号に掲げる業務並びに同条第三号に掲げる業務及びこれに附帶する業務」とあるのは「第九條第一号に掲げる業務並びに同条第三号に掲げる業務及びこれに附帶する業務並びに中心市

街地整備改善活性化法第二十二條第一号に掲げる業務並びに同条第二号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務と、特定商業集積整備法第十二條第一号中「第九條第一号に掲げる業務」とあるのは「第九條第一号に掲げる業務及び中心市街地整備改善活性化法第二十二條第一号に掲げる業務」と、特定商業集積整備法第十二條第二号中「第九條第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「第九條第三号に掲げる業務及び中心市街地整備改善活性化法第二十二條第二号に掲げる業務」とし、特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六條の三第一号中「第六條第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「第六條第二号に掲げる業務及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下「中心市街地整備改善活性化法」という。第二十二條第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」と、同法第六條の四第一号中「第六條第二号に掲げる業務」とあるのは「第六條第二号に掲げる業務及び中心市街地整備改善活性化法第二十二條第三号に掲げる業務」と、第六條の二の規定により政府が出資した額」とあるのは「第六條の二の規定により政府が出資した額及び中心市街地整備改善活性化法第二十二條第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして日本開発銀行から出資された額」とする。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

第二十五條 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三條第一項に規定

する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、認定中小小売商業高度化事業計画に基づき設置される設備に係るものについては、同法第五條の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十六條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三條第一項に規定する普通保険(以下この条において「普通保険」という。)、同法第三條の二第一項に規定する無担保保険(以下この条において「無担保保険」という。又は同法第三條の三第一項に規定する特別小口保険(以下この条において「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証(同法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定特定事業計画に基づく第四條第四項第二号に掲げる特定事業(特定会社又は公益法人が当該特定事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。))の実施に必要な資金に係るもの又は認定中小小売商業高度化事業計画に基づく同法第五項第一号から第六号までに掲げる中小小売商業高度化事業の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。))を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一項	第三條の二第一項及び第三條の三第一項	第三條の二第三項及び第三條の三第二項
保険価額の合計額が	保険価額の合計が	当該保証をした
中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十六條第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証(以下「中心市街地商業等活性化関連保証」という。))に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の他の保証に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	中心市街地商業等活性化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の他の保証に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該保証をした
中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該保証をした	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該保証をした	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該保証をした

2

認定特定事業計画に基づく第四條第四項第二号に掲げる特定事業又は認定中小小売商業高度化事業計画に基づく同法第五項第七号の中小小売商業高度化事業(以下この条において「認定中小小売商業高度化事業」という。))を実施する公益法人(その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限り。))であつて、当該認定中小小売商業高度化事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三條第一項又は第三條の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第三條第一項の中小企業者とみなして、同法第三條、第三條の二及び第四條から第八條までの規定を適用する。この場合において、同法第三條第一項及び第三條の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十六條第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業等事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

3

普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化支援関連保証(中小企業信用保険法第三條第一項又は第三條の二第一項に規定する債務の保証であつて、特定会社又は前項の公益法人が行う認定中小小売商業高度化支援等事業(特定会社又は公益法人が当該認定中小小売商業高度化支援等事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。))の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。))を受けた者に係るものについての中小企業信用保険法第三條第一項並びに第三條の二第一項及び第三項の規定の適用については、同法第三條第一項中「二億円」とあるのは「四億円(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十六條第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業に必要な資金(以下「中心市街地商業等活性化支援資金」という。))以外の資金に係る債務の

保証に係る保険関係については、二億円」と、同法第三条の二第二項及び第三項中「三千五百万円」とあるのは、七千万円(中心市街地商業等活性化支援資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、三千五百万円)」とする。

4 普通保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証又は中心市街地商業等活性化支援関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証又は中心市街地商業等活性化支援関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(食品流通構造改善促進機構の業務の特例)

第二十七条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、特定中心市街地における食品の流通の円滑化を促進するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 認定特定事業計画に係る中心市街地食品流通円滑化事業(以下この条において「認定食品流通円滑化事業」という。)に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 認定食品流通円滑化事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定食品流通円滑化事業に参加すること。

三 認定食品流通円滑化事業を実施する者の委託を受けて、認定特定事業計画に従つて施設の整備を行うこと。

四 認定食品流通円滑化事業を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(食品流通構造改善促進法の適用)

第二十八条 前条の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、食品流通構造改善促進法第十三条第一項中「前条第一号に掲げる業務」とあるのは、「前条第一号に掲げる業務及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下「中心市街地整備改善活性化法」という。)第二十七条第一号に掲げる業務」と、同法第十四条第一項中「第十二条第一号に掲げる業務」とあるのは、「第十二条第一号に掲げる業務及び中心市街地整備改善活性化法第二十七条第一号に掲げる業務」と、同法第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号中「第十二条各号に掲げる業務」とあるのは、「第十二条各号に掲げる業務又は中心市街地整備改善活性化法第二十七条各号に掲げる業務」と、同法第三号中「この章」とあるのは、「この章若しくは中心市街地整備改善活性化法」とする。

(道路運送法の特例)

第二十九条 第四条第四項第四号に掲げる事業を実施する認定特定事業者が認定特定事業計画に従つて当該事業を行うに当たり道路運送法第十五条第一項の認可を受けなければならない場合には、同項の規定にかかわらず、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出ることをもって足りる。

(貨物運送取扱事業法の特例)

第三十条 貨物運送効率化事業を実施しようとする特定事業者であつて第一種利用運送事業についての貨物運送取扱事業法第三条第一項の許可(以下この条において「第一種利用運送事業許可」という。)を受けていないものが特定事業計画に従つて実施しようとする事業が第一種利用運送事業に該当する場合において、当該特定事業者がその特定事業計画について第十六条第四項の認定を受けたときは、当該特定事業者は、第一種利用運送事業許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第一種利用運送事業許可を受けたものとみなされる者については、当該認定特定事業計画のうち貨物運送取扱事業法第四条第一項第三号に掲げる事項に相当する部分を同号の事業計画とみなして、同法の規定を適用する。

3 貨物運送効率化事業を実施しようとする特定事業者であつて第一種利用運送事業許可を受けているもの(第一項の規定により第一種利用運送事業許可を受けたものとみなされる者を除く。)が特定事業計画に従つて実施しようとする事業が第一種利用運送事業に該当し、かつ、これを実施するに当たり貨物運送取扱事業法第八

条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならない場合において、当該特定事業者がその特定事業計画について第十六条第四項の認定を受けたときは、当該特定事業者は、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

4 貨物運送効率化事業を実施する認定特定事業者が認定特定事業計画に従つて第一種利用運送事業を行っている場合において、貨物運送取扱事業法第八条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならない事項について、当該認定特定事業者がその認定特定事業計画について第十七条第一項の認定を受けたときは、当該認定特定事業者は、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

5 貨物運送効率化事業を実施する認定特定事業者のうち第四条第四項第五号ロに掲げる事業を実施する者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会であつて政令で定めるもの又は民法第三十四条の規定により設立された社団法人である場合にあつては、当該認定特定事業者が認定特定事業計画に従つて行う第一種利用運送事業であつて荷主を認定特定事業者の構成員に限定して行うものについては、貨物運送取扱事業法第十一条第一項及び第十二条(同法第二十二條において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

6 貨物運送効率化事業を実施する認定特定事業者たる第一種利用運送事業者(貨物運送取扱事業法第三条第一項の許可を受けた者をいう。)が

認定特定事業者たる他の運送事業者と認定特定事業計画に従つて同法第十四条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定特定事業計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

(通信・放送機構の業務の特例)

第三十一条 通信・放送機構は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。次条において「機構法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、特定中心市街地における電気通信の高度化を促進するため、次の業務を行う。

一 認定特定事業計画に係る中心市街地電気通信施設整備事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(機構法の適用)

第三十二条 前条の規定により通信・放送機構の業務が行われる場合には、機構法第五条第二項、第十七条第二項、第十九条第四項、第二十九條、第三十九條及び第四十條第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「両出資業務」と、機構法第五條第四項中「研究開発出資業務」という。とあるのは「研究開発出資業務」という。又は中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下「中心市街地整備改善活性化法」という。)第三十一条に規定する業務(以下「両出資業務」という。と、機構法第二十八條の二第二項中の「一部」とあるのは「又は中心市街地整備改善活性化法第三十一条第一号に掲げる業務(出資の決定を除く。の一部」と、機構法第三十一条中「研究

開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務及び中心市街地整備改善活性化法第三十一条に規定する業務(以下「研究開発出資業務等」という。と、機構法第三十二条、第三十三条の二、第三十五条、第三十八條及び第四十三條第一項第二号中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務等」と、機構法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び中心市街地整備改善活性化法」と、機構法第三十九條、第四十條第一項及び第四十五條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は中心市街地整備改善活性化法」と、機構法第四十三條第一項第一号中「第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務」とあるのは「若しくは第二十九條第一項の規定による認可(両出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。)、第二十八條第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。)、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務等」と、同条第二項第一号中「又は第二十九條第一項の規定による認可」とあるのは「この規定による認可又は第二十九條第一項の規定による認可(中心市街地整備改善活性化法第三十一条に規定する業務に係るものを除く。と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(中心市街地整備改善活性化法第三十一条に規定する業務に係る部分を除く。と、機構法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び中心市街地整備改善活性化法第三十一条」とす

(課税の特例)

第三十三条 認定特定事業計画に従つて第四条第四項第一号、第五号若しくは第六号に掲げる特定事業を実施しようとする者又は認定中小小売商業高度化事業計画に従つて中小小売商業高度化事業を実施しようとする者が、当該認定特定事業計画又は当該認定中小小売商業高度化事業計画に従つて取得し、又は建設した建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第三十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六條第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画に係る商業基盤施設のうち自治省令で定めるものを設置した者について、当該商業基盤施設の設置の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該商業基盤施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四條の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めると

ころにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(指導及び助言)

第三十五条 国及び地方公共団体は、認定特定事業者又は認定中小小売商業高度化事業者に対し、認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画に係る事業を的確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第三十六条 主務大臣は、認定特定事業者又は認定中小小売商業高度化事業者に対し、特定事業及び中小小売商業高度化事業の実施状況について報告を求めることができる。

第四章 雑則

(地方債についての配慮)

第三十七条 地方公共団体が基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保)

第三十八条 国及び地方公共団体は、その財政収支の状況を踏まえつつ、基本計画の達成に資する施設の整備その他の事業に必要な資金の確保に努めなければならない。

(主務大臣)

第三十九条 第五条第一項及び第四項から第六項

までにおける主務大臣は、基本方針のうち、同条第三項第一号に掲げる事業に係る部分については運輸大臣及び建設大臣、同号に掲げる事業に係る部分については郵政大臣、同項第二号に掲げる事項のうち、特定事業に係る部分については当該特定事業を所管する大臣、中小小売商業高度化事業に係る部分については通商産業大臣とし、その他の部分については通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。

2 第六条第六項における主務大臣は、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。ただし、基本計画に次の各号に掲げる事項が定められている場合においては、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣並びに当該各号に定める大臣とする。

一 第六条第三項第一号に掲げる事業に関する事項 運輸大臣及び建設大臣
二 第六条第三項第一号に掲げる事業に関する事項 郵政大臣
三 特定事業に関する事項 当該特定事業を所管する大臣

3 第六条第七項における主務大臣は、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。ただし、基本計画に次の各号に掲げる事項が定められている場合においては、当該事項については当該各号に定める大臣、その他の事項については通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。

一 第六条第三項第一号に掲げる事業に関する事項 運輸大臣及び建設大臣
二 第六条第三項第一号に掲げる事業に関する事項 郵政大臣
三 特定事業に関する事項 当該特定事業を所

管する大臣
四 中小小売商業高度化事業に関する事項 通商産業大臣

4 第十六条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第十七条第一項及び第二項における主務大臣は、特定事業計画に係る特定事業を所管する大臣とする。

5 第三十六条における主務大臣は、特定事業に係る報告については当該特定事業を所管する大臣、中小小売商業高度化事業に係る報告については通商産業大臣とする。

(権限の委任)
第四十条 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(罰則)
第四十一条 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して

一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があったときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(基金に対する日本開発銀行の出資)
第四条 日本開発銀行は、基金が第二十二条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八条第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合においては、日本開発銀行法第十八条の二第二項中「出資」とあるのは「出資及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下「中心市街地整備改善活性化法」という。)附則第四条第一項の規定により行なう出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び中心市街地整備改善活性化法附則第四条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに中心市街地整備改善活性化法附則第四条第一項の規定による出資」とする。

(土地区画整理法の一部改正)

第五条 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項中「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八條第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八條第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している区域

二 人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において現に地域社会の中心となつていて都市で政令で定めるものの区域内の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第七号)第七條第一項の特定中心市街地の区域

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)
第六条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「限り、ホに掲げる土地にあつては被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五條第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるもの」を削り、同号ホ中「土地」の下

に「(被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるものに限り)」を加え、同号ホを同号へとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 現に地域社会の中心となつてゐる都市

(その中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)第

二条の中心市街地について同法第六条第一項の基本計画が作成されたものに限る。)で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地(同法第七

条第一項の特定中心市街地の区域で政令で定めるものの区域内にあるものに限る。)

第一条第二項を次のように改める。

2 国は、地方公共団体が次に掲げる資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができる。

一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第百十六條第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構に対する同法第百十七條第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該当するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十條第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に対する同法第十一條第三号に規定する土地のうち前項第三号

に掲げる土地に該当するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

第二条第一項中「及び同号ホ」を「並びに同号ホ及びハ」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第七條 都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二条の二第五項第二号中「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八條第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している」を「次のイ又はロに掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八條第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している区域

ロ 人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において現に地域社会の中心となつてゐる都市で政令で定めるものの区域内の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)第七條第一項の

特定中心市街地の区域

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の二部改正)

第八條 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第九條第一号に掲げる業務及びこれ」を「第九條第一号及び第三号に掲

げる業務並びにこれらに」に改め、同条第四項及び第五項中「業務」の下に「並びに同条第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」を加える。

第十二條の次に次の一条を加える。

(特定商業集積推進資金)

第十二條の二 基金は、第九條第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、特定商業集積推進資金を設けるものとする。

2 基金は、特定商業集積推進資金に係る経理については、特別勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 基金は、前条第二項の規定にかかわらず、第十一条第二項に規定する積立金の額に相当する金額の一部をあらかじめ大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた金額の範囲内において特定商業集積推進資金に充てるものとする。

4 特定商業集積推進資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、特定商業集積推進資金に充てるものとする。

第十三條第一項中「とし、特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六條の五第一項中「第六條第三号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第六條第三号及び第四号に掲げる業務並びに特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第九條第三号に掲げる業務」を削り、同条第二項中「前二條」を「前三條」に改める。

(国土庁設置法の一部改正)

第九條 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十五号に次のように加える。

セ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)

(農林水産省設置法の一部改正)

第十條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四條中第八十六号の五を第八十六号の六とし、第八十六号の二から第八十六号の四までを一号ずつ繰り下げ、第八十六号の次に次の一号を加える。

八十六の二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十一條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十一号の二の次に次の一号を加える。

三十一の三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に関すること。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第二項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 中心市街地における市街地の整備改

善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に
関すること。

第四条第一項第十号の二の次に次の一号を加
える。

十の三 中心市街地における市街地の整備改
善及び商業等の活性化の一体的推進に関す
る法律の規定に基づき、基本方針を定め、
及び特定事業計画を認定すること。

第四十条第一項中第六号の二を第六号の三と
し、第六号の次に次の一号を加える。

六の二 中心市街地における市街地の整備改
善及び商業等の活性化の一体的推進に関す
る法律に基づく特定事業計画の認定に関す
ること。

(郵政省設置法の一部改正)

第十三条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二
百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中第七十五号を第七十六号とし、第七
十二号から第七十四号までを一号ずつ繰り下
げ、第七十一号の次に次の一号を加える。

七十二 中心市街地における市街地の整備改
善及び商業等の活性化の一体的推進に関す
る法律(平成十年法律第 号)の施行に
関すること。

第五十条中第二十二号の二十六を第二十二号の
二十七とし、第二十二号の二十五を第二十二号
の二十六とし、第二十二号の二十四を第二十二
号の二十五とし、第二十二号の二十三の次に次
の一号を加える。

二十二の二十四 中心市街地における市街地
の整備改善及び商業等の活性化の一体的推
進に関する法律の定めるところに従い、基
本方針を定め、及び特定事業計画の認定を
すること。

第六条第五項中「第七十四号」を「第七十五号」
に改め、同条第六項中「第七十一号」を「第七
十二号」に、「第七十三号及び第七十四号」を「第七
十四号及び第七十五号」に改め、同条第八項中
「第七十五号」を「第七十六号」に改める。

(建設省設置法の一部改正)
第十四条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百
十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び密集市街地における
防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年
法律第四十九号)」を、「密集市街地における防
災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法
律第四十九号)及び中心市街地における市街地
の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に
関する法律(平成十年法律第 号)」に改め
る。

(自治省設置法の一部改正)
第十五条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二
百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号の九の次に次の一号を加える。
三の十 中心市街地における市街地の整備改善
及び商業等の活性化の一体的推進に関する法
律(平成十年法律第 号)の施行に関する
事務を行うこと。

第五条第三号の八の次に次の一号を加える。
三の九 中心市街地における市街地の整備改善
及び商業等の活性化の一体的推進に関する法
律に基づき、基本方針を定めること。

理 由

都市の中心市街地が地域の経済及び社会の発展
に果たす役割の重要性にかんがみ、都市機能の増
進及び経済活力の向上を図ることが必要な中心市
街地について、国による基本方針の策定、市町村
による基本計画の作成及び特定事業計画等の認定
について定めるとともに、地域における創意工夫
を生かしつつ、市街地の整備改善及び商業等の活
性化を一体的かつ総合的に推進するための特例措
置の創設等所要の措置を講ずる必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

中心市街地における市街地の整備改善及び
商業等の活性化の一体的推進に関する法律
案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、都市の中心市街地が地域の経済及び
社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、
都市機能の増進及び経済活力の向上を図ること
が必要な中心市街地について、国による基本方
針の策定、市町村による基本計画の作成及び特
定事業計画等の認定等を通じて、地域における
創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善及び
商業等の活性化を一体的に推進するための措置
を講じようとするものであり、その主な内容は
次のとおりである。

1 基本方針

主務大臣は、一定の要件に該当する中心市
街地における市街地の整備改善及び商業等の
活性化の一体的推進に関する基本方針を定め
なければならない。

2 基本計画

(一) 市町村は、基本方針に基づき、当該市町
村の区域内の中心市街地について、基本計
画を作成することができる。

(二) 基本計画においては、市街地の整備改善
のための事業並びに商業の活性化のための
事業及びこれと併せて実施される都市型新
事業を実施する企業等の立地の促進のため
の事業に関する事項等について定めるもの
とする。

3 認定構想推進事業者

中小小売商業高度化事業構想を作成し、こ
れを市町村に提出した商工会、商工会議所又
は特定会社若しくは公益法人であつて政令で
定める要件に該当するもの等は、当該市町村
の認定を受けて、基本計画に記載された中小
小売商業高度化事業を実施するものとする。

4 中心市街地整備推進機構

市町村長により、中心市街地整備推進機構
として指定を受けた公益法人は、中心市街地
の整備改善に資する建築物等を基本計画の内
容に即して整備する事業の実施、中心市街地
の整備改善を図るために有効に利用できる土
地の先行取得等の業務を行うものとする。

5 市街地の整備改善及び商業等の活性化に関
する措置

中心市街地について、市街地の整備改善及
び商業等の活性化を一体的に推進するため、
各種事業の実施等について所要の措置を講じ
るものとする。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を

平成十年五月八日 衆議院會議録第三十六号

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案及び同報告書 大規模小売店舗立地法 四一

超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本法案は、都市の中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが必要な中心市街地について、地域における創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的かつ総合的に推進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本法施行に要する経費

本法施行に要する経費として、平成十年度一般会計予算(通商産業省分及び建設省分)に、中心市街地の商業等の活性化に必要な経費五十六億九千九百三十五万五千四百及び街並み・まちづくり総合支援事業等に必要経費百五十三億七千七百円の合計二百一十億二千六百三十五万五千四百計上されている。

右報告する。

平成十年五月七日

商工委員長 齊藤斗志一

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、中心市街地が「街の顔」として二十一世紀に向けた新しい活力を生み出す基盤となるよう、次の諸点について適切な

措置を講ずべきである。

一 本法案の実施に当たっては、新しい街づくりの理念が実現できるよう、従来の施策の点検と評価の結果を十分に踏まえ、その適確かつ効率的な推進を図ること。

また、その内容については、市町村における柔軟な施策選択を可能とするため今後とも不断の見直しを行うこと。

二 市町村における本法案の一体的・総合的な取り組みを推進すべく、関係省庁間の有機的な連携体制の構築を図るとともに、市町村の負担を過重なものとならないため関係省庁の窓口の一元化を図ること。

また、都道府県や市町村の関係部局間の連携や窓口の一元化が円滑に推進されるよう適切な助言等を行うこと。

三 国の基本方針は、中心市街地の空洞化の懸念を抱え、本法の趣旨を踏まえて活性化のための先進的・総合的な取組みを行おうとする市町村を幅広く本法の対象とし、それらが十分な支援を受けられるよう定めること。

四 市町村の基本計画は、自らのイニシアティブの下、地域の特性と創造性が最大限に発揮されることが重要であり、政府の事業支援や指導・助言等を通じて関与は必要最小限にとどめること。

五 認定構想推進事業者、いわゆるタウンマネージャー・シメント機関による中小小売商業高度化事業や中心市街地整備推進機構による市街地の整備改善のための事業が市町村の基本計画の下で一体となって行われるよう指導するとともに、街づくりの一層円滑な推進に向けて不断にその運用

体制の点検を行うこと。

また、街づくりの推進は、企画力や指導力に優れた人材の育成・確保が不可欠であり、地域の人材育成のための十分な支援措置を講ずること。

大規模小売店舗立地法案

右

国会に提出する。

平成十年二月二十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

大規模小売店舗立地法

(目的)

第一条 この法律は、大規模小売店舗の立地に關し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「店舗面積」とは、小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。)を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物(一の建物として政令で定めるものを含む。)であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

(基準面積)

第三条 基準面積は、政令で定める。

2 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要なかつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

3 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

(指針)

第四条 通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に關し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(以下「指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

二 大規模小売店舗の施設(店舗及びこれに附属する施設で通商産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の配置及び運営方法に関する事項であって、次に掲げるものの

イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(大規模小売店舗の新設に関する届出等)

第五条 大規模小売店舗の新設(建物の床面積を變更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を變更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。)をする者(小売業を行うための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の施設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、次の事項を当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県(以下単に「都道府県」という。)に届け出なければならない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三 大規模小売店舗の新設をする日
四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であつて、通商産業省令で定めるもの
六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であつて、通商産業省令で定めるもの

2 前項の規定による届出には、通商産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 都道府県は、第一項の規定による届出があつ

たときは、通商産業省令で定めるところにより、速やかに、同項各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該届出及び前項の添付書類を公告の日から四週間縦覧に供しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をしてはならない。

(變更の届出)

第六條 前条第一項の規定による届出があつた大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項の變更があつたときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定による届出があつた大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の變更があるときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める變更については、この限りでない。

3 前条第二項の規定は前項の規定による届出に、同条第三項の規定は前二項の規定による届出について準用する。

4 前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第二項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る變更を行つてはならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な變更につ

いては、この限りでない。

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を第三条第一項の基準面積(同条第二項の規定により他の基準面積が定められた区域にあっては、当該他の基準面積)以下とする者は、その旨を都道府県に届け出なければならない。

6 都道府県は、前項の規定による届出があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(説明会の開催等)

第七條 第五条第一項又は前条第二項の規定による届出(同条第四項ただし書の通商産業省令で定める軽微な變更に係る届出を除く。以下同じ。)をした者は、通商産業省令で定めるところにより、当該届出をした日から二月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村(以下単に「市町村」という。)内において、当該届出及び第五条第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の添付書類(第四項において「届出等」という。)の内容を周知させるための説明会(以下この条において「説明会」という。)を開催しなければならない。

2 前項の規定により説明会を開催する者(以下この条において「説明会開催者」という。)は、その開催を予定する日時及び場所を定め、通商産業省令で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 説明会開催者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、都道府県及び市町村の意見を聴くことができる。

4 説明会開催者は、その責めに帰することがで

きない事由であつて通商産業省令で定めるところにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、通商産業省令で定めるところにより、届出等の内容を周知させるように努めなければならない。

(都道府県の意見等)

第八條 都道府県は、第五条第三項(第六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による公告をしたときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から四月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない。

2 第五条第三項の規定による公告があつたときは、市町村の区域内に居住する者、市町村において事業活動を行う者、市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者(その周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内に、都道府県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。)

3 都道府県は、通商産業省令で定めるところにより、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び前項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。

4 都道府県は、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出があった日から八月以内に、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見に配意し、及び指針を勘案しつつ、当該届出をした者に對し、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。	10 第六条の規定は、第七項の規定による届出に係る変更を行つてはならない。 つては、これを適用しない。 (都道府県の勸告等) 第九条 都道府県は、前条第七項の規定による届出又は通知の内容が、同条第四項の規定により都道府県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴き、及び指針を勘案しつつ、当該届出又は通知がなされた日から二月以内に限り、理由を付して、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者に對し、必要な措置をとるべきことを勧告することができ。	7 都道府県は、第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る届出をした者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができ。 (生活環境の保持の配慮) 第十条 第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項又は前条第四項の規定による届出をした者は、その届け出たところにより、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。 2 大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、前項の規定による届出に係る事項の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。	六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。 (関係行政機関の協力) 第十二条 都道府県は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、協力を求めることができる。 (地方公共団体の施策) 第十三条 地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。
5 都道府県が前項の規定により意見を有しない旨を通知した場合は、第五条第四項及び第六条第四項の規定は、適用しない。 6 都道府県は、通商産業省令で定めるところにより、第四項の規定により述べた意見の概要を公告し、当該意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。	2 前項の規定による勧告の内容は、同項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならない。 3 都道府県は、第一項の規定による勧告をしたときは、当該勧告を市町村に通知するとともに、通商産業省令で定めるところにより、当該勧告の内容を公告しなければならない。 4 都道府県から第一項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、都道府県に、必要な変更に係る届出を行うものとする。 5 第五条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。 6 第六条の規定は、第四項の規定による届出に	(承継) 第十一条 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者から当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継する。 2 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出又は通知をした者の地位を承継する。 3 前二項の規定により第五条第一項若しくは第	(報告の徴収) 第十四条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求めることができる。 2 都道府県知事は、前項の規定により大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、当該大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、参考となるべき報告を求めることができる。 (大都市の特例) 第十五条 この法律の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務
7 第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者は、第四項の規定により意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、都道府県に對し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行うものとする。 8 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。 9 第四項の規定により意見が述べられた場合には、第五条第四項又は第六条第四項の規定にかかわらず、第五条第一項の規定による届出又は同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第六条第一項の規定による届出をした者は、第七項の規定による届出又は通知の日から二月を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をし、又は当該届出	6 第六条の規定は、第四項の規定による届出に	3 前二項の規定により第五条第一項若しくは第	第十五条 この法律の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務

は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市又は指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

第十九条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十一条 第六条第一項若しくは第五項又は第十一條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(経過措置)
第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則)
第十七条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第五条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出を行い、又は同条第二項(第六条第三項、第八條第八項及び第九條第五項において準用する場合を含む。)の添付書類であつて、虚偽の記載のあるものを提出した者

第二条 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)は、廃止する。

二 第六條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者

第三条 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律(平成三年法律第八十一号)は、廃止する。

三 第八條第七項又は第九條第四項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

第四条 この法律の施行前にされた附則第二条の規定による廃止前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)は、廃止する。

第十八条 第五條第四項、第六條第四項又は第八條第九項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五条 この法律の施行前にされた附則第二条の規定による廃止前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)は、廃止する。

平成年五月八日 衆議院會議録第三十六号 大規模小売店舗立地法案及び同報告書

第二条 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)は、廃止する。

平成年五月八日 衆議院會議録第三十六号 大規模小売店舗立地法案及び同報告書

第二条 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)は、廃止する。

売業の事業活動の調整に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第二項若しくは第三項の規定による公示に係る小売業の営業開始若しくは店舗面積の増加の制限又は旧法第五条第一項、第六條第一項若しくは第二項若しくは第九條第一項から第三項までの規定による届出、届出に係る変更、承継、勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令、営業を停止すべき旨の命令若しくは報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗について第五條第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であつてこの法律の施行の日以後最初に行われるもの(この法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、旧法第五條第一項又は第六條第一項若しくは第二項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をする)により店舗面積の合計がこの法律の施行の日における店舗面積の合計を超えることとなる大規模小売店舗については、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるもの(をしようとするときは、その旨及び第五條第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県に届け出なければならない。

2 旧法第三条第二項又は第三項の規定による公示に係る建物であつて、この法律の施行前に旧法第五條第一項又は第六條第一項若しくは第二項の規定による届出をした者がこの法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をする

ことにより大規模小売店舗に該当することとなるものの新設をする者については、第五條第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、前項の大規模小売店舗を設置する者が、当該大規模小売店舗について第五條第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であつて前項の規定による営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるもの(をしようとする場合)について準用する。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)次項において同じ。)の規定による変更に係る事項の届出は、第六條第二項の規定による届出とみなす。

5 第一項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第六條第一項及び第二項、第十條第一項並びに第十一條の規定の適用については、第五條第一項の規定による届出とみなす。

第六條 前条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第七條 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第九条 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗(以下「大規模小売店舗」という。)において行われるものを除く。)」を削る。

第十六条の二第二項中「(大規模小売店舗において行われるものを除く。)」を削る。

第十七条中「及び大規模小売店舗において小売業を営む者とその周辺の中小小売商との間に生じたものを削る。」

第十八条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の施策)

第十八条の二 地方公共団体は、小売業の事業活動の調整に関し必要な施策を講ずる場合において、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

(割賦販売法の一部改正)

第十条 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)第二条第三項に規定する

第一種大規模小売店舗において小売業を営む者又はを削る。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十一条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十号を次のように改める。

二十 削除

理 由

大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされる必要があることにかんがみ、都道府県、市町村、周辺住民等の生活環境の保持の見地からの意見を有する者がその意見を述べるための手続等を定めるとともに、その意見を反映させるための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大規模小売店舗立地法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の設置者による施設の配置及び運営方法についての適正な配慮を確保することにより、小売業の健全な発達を図る観点から、店舗の新増設に際し、都道府県等が生活環境の保持の見地から意見を述べるための手続等を定めるとともに、その意見を反映させるための措置を講じよ

うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 指針

通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項に関する指針(以下「指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 大規模小売店舗の新増設に関する届出等

(一) 大規模小売店舗の新増設をする者は、大規模小売店舗の店舗面積、施設の配置、運営方法等について都道府県若しくは政令指定都市(以下「都道府県等」という。)に届出を行い、その内容を周知させるための説明会を開催しなければならない。

(二) (一)による届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出をした者は当該届出に係る大規模小売店舗の新増設をしてはならない。

3 都道府県等の意見

(一) 2の(一)の届出内容について、市町村、地域住民、事業者、商工会議所又は商工会その他の団体等は、都道府県等に対し、周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べることができる。

(二) 都道府県等は、(一)の意見に配慮するとともに、指針を勘案しつつ、大規模小売店舗の設置者に対し、その周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べることができる。

4 都道府県等の報告等
都道府県等は、3の(二)の意見に対する大規模小売店舗の設置者の対応が、その意見を適正に反映しておらず、その周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。また、都道府県等は、大規模小売店舗の設置者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 附則等

(一) 罰則について所要の規定を設けるとともに、所要の経過措置等について定める。

(二) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内の政令で定める日から施行することとし、いわゆる大店法、輸入品専門売場の設置に関する特例法の廃止その他関係法律の所要の改正を行う。

二 議案の可決理由

本案は、昨今の小売業を巡る環境変化に際し、大規模小売店舗の設置者によるその周辺地域の生活環境の保持のための適正な配慮の確保により、小売業の健全な発達を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。
平成十年五月七日
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
商工委員長 齊藤斗志二

(別紙)

大規模小売店舗立地法案に対する附帯決議
政府は、本法が、大規模小売店舗の立地と地域社会との調和を促進するための新しい枠組みとして、諸外国における対応を踏まえつつ、時代の潮流の変化に適確に対応すべく、その施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 指針の策定に当たっては、審議会等の開催等を通じて、広く関係者の意見を聴取し、地方自治体の運用が今般の制度改正の趣旨に則して円滑かつ適正に行われるようナショナル・スタンダードとして明確かつ具体的なものとする。その内容については、本法が広く生活環境の保持、住民利便の確保を目的とすることにかんがみ、欧米諸国同様、一定の街づくりの重要性にも留意するとともに、地方自治体が個別事案への対応を行うに当たっては、地域の実情を柔軟に反映できるよう、配慮すること。

また、届出事項を定める省令においては、指針に照らして必要十分な事項を盛り込むこと。
二 地方自治体においては、本法の趣旨に基づき、地域住民、諸団体を始めとした関係者の意見が適正に伝わるよう検討会議の設置など住民参加の途を十分確保するとともに、影響把握に係る情報については住民にわかりやすく十分に開示する等により、定められた期間内に、透明かつ公平な手続の下に十分な審議を尽くすよう指導すること。

三 本法運用に当たっては、地方公共団体関係部局が相互に協力して十分な連絡・調整を行うとともに、出店に伴う生活環境上の影響が広範囲

にわたる場合には、都道府県等が広く関係者の意見を踏まえて適切に対応するよう指導すること。また、出店後の周辺環境について所要のフォローを行い、出店者の側に起因する事情により法律の趣旨に照らして問題が発生した場合には、その誠意ある対応を指導すること。

四 都道府県による「勧告」、「公表」制度については、その目的が十二分に担保される的確な運用を行うよう指導するとともに、その運用状況について常時把握すること。

五 本法第十三条の「地域的な需給状況を勘案することなく」との文言は、本法がWTOの諸規定に適合するものであることを明確にしたものであることを踏まえ、改正都市計画法等を活用して諸外国でも行われている中心市街地活性化等のための郊外開発の規制等は行われ得ることを明らかにし、この旨を周知徹底すること。

六 本法が施行されるまでの間「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」の適正な運用に引き続き努めるとともに、本法の趣旨・内容について関係者に十分に周知徹底することにより、本法の適確かつ円滑な施行に万全を期すること。

七 本法、改正都市計画法、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の制定の趣旨を十分に踏まえた「街づくり」、「住民の購買機会の確保」が促進されるよう、関係省庁は相互に連携して、地方自治体が地域経済、社会の健全な発展と地域住民の利便の増進のための必要な独自の振興策を講ずることを積極的に支援すること。また、中小小売商業者が、地域経済、社会の中核として

の重要な役割を果たしていけるよう、今後とも活性化のための諸施策の充実に努めること。
八 本法がその趣旨に則って適切に運用されるよう、その運用状況について十分注視し、必要に応じて適切な措置を講ずること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	東京一〇五番四号区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 送料別 二〇〇円